
平成29年 第11回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成29年 6 月 17 日 (土曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成29年 6 月 17 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	川原 久明
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	田中 豊和
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
企画係長	……………	福岡 信義			

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。町民の方には早朝より定例会一般質問に傍聴においていただき、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから平成29年第11回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（山内 剛） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、3番、森田勝典議員、発言席からお願いします。森田議員。

3番 森田 勝典議員 質問事項

1. Jアラートについて

2. 消防施設について

○議員（3番 森田 勝典） 議席3番の森田勝典でございます。改めまして、皆様おはようございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、事前に通告している事項につきまして質問をさせていただきます。

第1番目の質問は、Jアラート、これは、日本語に直すと全国瞬時警報システムということでございますが、これについてですが、なかなか聞きなれない言葉のため、町民の皆様にはなかなか浸透していないことと思っております。

今年、アメリカの新大統領にトランプ氏が就任されたことは、ほとんどの方々が御存じと思います。このトランプ政権が、政策の一つとして発表したのが、北朝鮮の核やミサイルの開発をやめさせようとしたのですが、北朝鮮は全く聞く耳を持たず、逆に何度もミサイルを発射するので相当怒っていたようであります。

4月の25日の北朝鮮健軍記念日には、原爆実験か大きな弾道ミサイル発射実験と何らかを起すのではないかとということで、アメリカは警戒のために、日本海に、原子力空母や原子力潜水艦を差し向けました。さすがに、日本や韓国政府はもとより、私たち国民も新聞やテレビ等でニュースを固唾をのんで見守っていたのではないかと思います。今、6月の現時点においても何ら状況は変わってないと思います。

そこで質問ですが、我が国も約10年と思えますけど、10年ぐらいからJアラートが役場に

設置されたこととっております。今日まで我が町に何か実際にアラートが発令されたことがありますかということをお聞きしますが、大変大きい地震や風水害と自然災害に係る発信がもしありましたら、件数と内容をかいつまんで報告していただければ結構だと思いますが、いかがでしょうか、どうぞよろしくお願いいたします。

このJアラートは、今までは気象庁から巨大台風や巨大地震発生時に発令されるとほとんど思っていました。今現在においては、いつ米国と北朝鮮が武力衝突に発展するか非常に心配、危惧しております。このことでアラートが発信されると大変なことになると思っております。既に、秋田県男鹿市、山形県酒田市、新潟県燕市、山口県阿武町、福岡県でも吉富町と大野城市で、最近避難訓練がされております。本町でもそのような訓練の計画はあるのでしょうかということもお尋ね申し上げます。

それで、続けていきますが、ちょっとお待ちください、済みません。2つ目は、もしこの役場にJアラート情報が発生された場合、町民にどのような手段で伝言していただくかということです。それについては、マニュアル等は整備されているかどうかを伺います。

町内には、火事や危険を知らせる有線放送も防災スピーカー等何もありません。若者や中高年者は携帯電話かスマホである程度の情報はとれると思いますが、特に1人か2人住まいの高齢者等にいかに知らせることが問題だと思っております。これにつきましても、何か考えがあったら御答弁願いたいと思います。

そして、3つ目になりますが、このJアラートシステムに詳しい職員についてということを出しておりますけど、Jアラートは、防災、減災に精通した職員を町として配置ができないかということをお尋ね申し上げます。

現状では、町内の危機管理について精通した職員は残念ながら配置されていないと思っております。近年のメガ地震やメガ台風等自然災害や隣国北朝鮮との摩擦で戦争やテロの危惧が身に迫ってきているような不安があります。

そこで、消防署や自衛隊で長年活躍され、あらゆる危機管理に豊富な知識、または経験を積まれた方々がこの周りにはたくさんいらっしゃるんじゃないかと思っております。このような優位な方を、危機管理担当嘱託職員として採用されたらいかがでしょうかということで、第1問の質問を終わります。どうぞ御答弁お願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の過去において重要な緊急情報は受け取ったかということですが、Jアラートについては、平成22年10月、国の補助を利用し、役場庁舎に受信機を設置しまして、これまでに重要な緊急情報を2件受信しております。1件目は、平成24年4月13日7時

40分に北朝鮮がミサイル発射した際、1分後の7時41分に受信し、2件目は、同年12月12日9時49分に北朝鮮が人工衛星と称するロケットを発射した際、6分後の9時55分に受信しております。

次に、2点目のJアラートを受信した際の住民への情報伝達手段とマニュアルの整備の有無について答弁をいたします。

まず、国、これは総務省、消防庁であります、こちらが市町村にJアラートで緊急情報を発信する際には、国内の関係地域の住民の皆様に対し、緊急速報やメールとして、Jアラートの情報を携帯電話にメール発信することとなっております。

議員が質問されている町民への情報伝達についてですが、本町においては、防災行政無線が整備されていないことや、ミサイル等は極めて短時間に到達することから、町独自で町民の皆様に対する広報車での情報伝達やメール配信等は行っておりませんが、町が受信したJアラートの情報は、自動的に庁舎内に放送され、関係各課は管理する施設へ連絡することにしております。

また、情報伝達、マニュアルについては、今申し上げましたとおり、町独自で町民の皆様に対する広報車での情報伝達やメール配信等を行っていないこともあり、現在のところ作成しておりません。

しかし、議員が御指摘のように、県内の町村でも訓練をしたりしているところありますので、訓練はしようということで予定をしております。そのことについては、担当課長から後ほど答弁をさせます。

次に、3点目のJアラートや防災に精通した職員の配置について答弁をいたします。

現在、本町において、Jアラートや防災に精通した職員はおりませんので、防災等に関する知識や経験を有する職員の配置が望ましいと考えております。このため、本年度予算で計上したとおり、防災等に精通した嘱託職員を「防災専門員」として配置したいと考えておりますが、適任者の確保が難しく、これまでのところ配置できておりません。今後とも、「防災専門員」を配置できるよう適任者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。森田議員のJアラートの訓練でございますけども、本年度は、9月10日の午前中に、大刀洗町運動公園におきまして、小郡・大刀洗地域防災訓練を行います。これは、大刀洗及び小郡市の防災機関及び消防団等約300人ほど集まったの訓練を行います。もちろんその中には各校区の自主防災会のほうにも呼びかけをしまして、その中でJアラートの避難訓練をするように計画をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 大体そういうことをしていただくということになりますと非常にありがたく思っております。

ただ、心配するのは、先ほども申しましたけど、若年者とか私たち中年、老年の入り口ぐらいの方までいろいろな情報を取りきるとは思いますけど、本当に1人か2人で住んでいらっしゃる老人家庭なんかの方をどうするかというのが非常に大事な問題と思っておりますが、そこはどういうふうにお考えですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、情報伝達マニュアルにつきましては、マニュアル自体は作成はしておりませんが、大刀洗町地域防災計画、この中に、情報通信連絡網の整備ということで、防災行政無線等がございますけども、住民への広報手段の確保として、メール及び広報等で情報伝達の手段を明記しております。

特に、議員がおっしゃっております高齢者、障害者の方及び独居老人の方の避難等につきまして、見守りネットワーク事業、もしくは小地域協議会等で、要援護者の登録台帳等を今作成しております。今現在、500及び600名の要援護者台帳ができ上がっております。その方たちにつきまして、見守り隊を1名及び2名配置して、こういうJアラートの緊急性の場合には、時間的に間に合わないかもしれませんが、通常の災害、地震及び水害等につきましては、その方たちが要援護者支援台帳をもとに見守って、避難誘導するというシステムが一応構築をされております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 今課長から説明いただきましたので、大体理解はしておりますけど、何といっても、弾道ミサイルとか普通のミサイルでも結構ですけど、北朝鮮から発射されたら、大体10分から15分ぐらいで届くんじゃなかろうかということを新聞等で見ておりますけど、そうなれば、どうせ私たちでも、とても逃げおこせるものじゃないと思っておりますけど、こういうことがないように、しっかり国も外交努力で解決していただければどうだろうかと思っております。

私の第1番の質問はこれで終わります。

では、2番目の問題にいけますが、これは、町内の消防施設について質問いたします。

まずは、大刀洗町消防団員及び三井消防団職員各位におかれましては、日ごろから消防防災に真摯に取り組んでいただき大変感謝しております。本当ありがとうございます。

さて、今年の1月8日の消防団出初式の折、町長のほうから、去年は火災が皆無であったとい

うことで、私も当然喜んだんでございますけど、どうしたことか、3月5日は、山隈で車庫火災が発生しております。でも、これ連鎖的に、3月の19日7時ごろ、これは富多、そこそばで2階建ての住居が全焼しております。5月4日、夜の9時半ごろに、下高橋で、また同じ2階建て木造住宅が全焼しております。そのほか、ぼやが2件ほど発生しております。

そこでちょっと感じたんですけど、富多のちょうど火事の現場には、私も実際行ってみましたんですが、隣家等に風の関係で延焼等がなかったのが何より幸いでしたんですが、その家屋が台所付近から火が噴き出しておったんですけど、ちょうど消防車からの放水が急に勢いがなくなったようでございまして、水がちょろちょろとしか水槽から出ておりませんでした。それについて、団員の方も呆然としておりましたけど、ちょうどこのときは、風が東から西に吹いていたため、両隣に延焼がなかったのが幸いだったんですけど、この状況は消火栓の不備か、または、防火水槽の水量が少なかったかわかりませんが、何かその点で報告は受けていなかったかということが1つです。

そして、通常、消防施設は、各分団で定期的に点検管理は実施されております。もう一度しっかり点検し、不備があれば至急改善をお願いしたいということと、また、役場の防災担当のほうといたしましては、消防庁告示第7号消防水利の基準にのっとり町内をもう一度調査し、適合しない場所、消防設備があれば当然改善をしてくださいということでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（山内 剛） 森田議員、第2項目が、今、サイレンも若干言われたけど、まず、第1点はこういうこと、第2点はこういうことということで、ちょっとそこで締めてもらってちょっと、問題を。

○議員（3番 森田 勝典） わかりました。私もそれを最初言ってなかったから、ちょっとあがっておりますので、申しわけありません。じゃあひとつよろしくをお願いします。それでいいです。今言ったことを答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） それで、森田議員、第1点は、要するに、消火水槽とか消火栓は、これはもれなく設置されているかというような通告やから、それはいいのかと、設置個数があるのかというのがまず第1点、第2点は、サイレンのことは聞こえなかったがどういう原因か、これもびしとちょっとあれしてください。

○議員（3番 森田 勝典） わかりました。いや、そこまでどうかなと思ったけど、申しわけありません。それで、ちょうど火事が何件かあったんですけど、私たち本郷校区では、サイレンとか全然鳴ってませんし、後で聞いてびっくりしたくらいに分があるんです。それで、そういうサイレンなんかもきちっと整備がなされているのかなということでございます。

以上でございます。申しわけありません。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、防火水槽と消火栓は、もれなく設置できているのかということですが、防火水槽や消火栓については、設置当時、町と地元で協議し、地元の意見を踏まえて設置したところでありまして、町としては、消防水利は適切に設置されているものと考えております。

なお、町内の消防水利については、防火水槽を84槽、消火栓を270基設置しております。先ほど指摘されました富多の火事の件ですけれども、その件については、報告があっているようですので、後ほど課長のほうから回答させます。

次に、2点目の火災周知サイレンのことでありますが、サイレンについては、毎日夕方5時に吹鳴させて点検を行っていますが、今年3月5日に発生した北山隈の倉庫火災、3月19日に発生した富多の住宅火災では、サイレンが吹鳴されておられません。このため、消防署へ連絡したところ、消防署からはプログラムの設定ミスが原因と判明し、プログラムを修正したと回答がありました。その後、4月3日の下高橋の建物ぼや、5月4日の下高橋の建物火災、5月7日の甲条での火災等ではサイレンは正常に吹鳴されており、消防関係者には大変御迷惑をおかけいたしました。現在は正常に作動しているところです。

以上で質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、追加としまして、放水時の水圧の低下について御説明いたします。

今年3月19日午前7時25分の建物火災、これは、場所は、大堰富多、ドリームセンターの西側の住宅の分でございます。この時点での、最初水圧があつてたんですけども、消火栓の位置から火点までが200メートル以上の距離がございまして、間に中継のポンプ車が入っております。この中継のポンプ車の操作がうまくいかなかったということで、一時水圧は低下しましたが、その後修正し、従来どおりの水圧で放水したと報告がっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 再質問ありますか。森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 今、課長からおっしゃった答弁が本当だろうと思っております。私もそういうふうに見ておりました。それで、今後、そういうところをしっかりと点検、整備していただいて、町民に迷惑かけないようなことをやっていただきたいと思います。

いろいろちょっとありましたが、申し訳ありませんでした。これで私の一般質問は終了いたします。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） これで、森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、8番、平田康雄議員、発言席からお願いします。なお、平田康雄議員より資料の配付の申し出がっておりますので、これを許可します。

8番 平田 康雄議員 質問事項

1. 今村天主堂の周辺整備について
2. 通学路の安全対策について

○議員（8番 平田 康雄） おはようございます。座席番号8番、平田康雄でございます。私は、今村天主堂の周辺整備に関する事及び通学路の安全対策に関する事の2件について質問いたします。

まず、最初に、今村天主堂の周辺整備について質問いたします。

先日、五島市議会議員の皆様が大刀洗町にお見えになりましたが、その折、今村天主堂を案内いたしました。議員の皆様からはいろんな意見とか質問が出されましたけども、その中で、今村天主堂は、まさに大刀洗町のブランドですねとの発言がありました。今村天主堂を大刀洗町のシンボルとして全国にアピールすれば、かなりな効果があるのではないかとのことだと思いました。

さて、今村天主堂につきましては、町の御指導、御尽力によりまして、平成26年7月に国の重要文化財の指定を受けることができました。以来、観光客が急増しておりまして、昨年の実績では、1年間に7,000名以上の方がお見えになりました。月平均では約600名となっておりますけども、1,000名近くの方がお見えになる月もあります。今年は、昨年と比べて増加傾向にありますので、場合によっては、1万名近くになるんじゃないかと推察されます。

地域といたしましては、九州各県からの方が多いわけですが、遠くは北海道や関東、そういう遠いところからお見えになりますし、また、韓国とかアメリカなどから、つまり外国からもおいでになっております。

観光客の多くは自家用車やマイクロバスで来られますが、中型バスや大型バスでお見えになる団体も少なからずあります。地元といたしましては、これらに対する利便性の向上のために、第2駐車場の建設や観光案内所の設置などを行ってまいりましたが、県道から天主堂までの道路が非常に狭くて、中型バスや大型バスは進入できない状況にあります。これが大きな課題となっているところでございます。

また、大型バスで来訪された場合、一度に40名とか80名といった団体で来られますので、トイレに長い行列ができることもありまして、何らかの対策が急務となっております。

しかしながら、近年、今村カトリック教会の信徒会におきましては、第2駐車場の設置費として1,000万円、身障者トイレの設置費として600万円、空調施設で1,500万円、案内所や防犯カメラ等、教会の一部補修なども含めまして900万円、合計で4,000万円近い金を

支出いたしております。また、本年度から2カ年をかけて行われる耐震調査では、900万円程度の負担金の支出が義務づけされておりますし、電子オルガンの買い替えとか案内所の運営費経費、こういったやつが1万円近い支出が予定されております。遠くからお見えになる観光客のために、大型バス用の駐車場やトイレの設置など、周辺整備が必要であるということは十分承知しておりますけども、これ以上の資金をつぎ込むことは困難であるということでもあります。

一方、議会のほうでも、平成26年12月の決算委員会におきまして、今村天主堂周辺の整備に関し、議員全員で審議した結果、大刀洗町としては駐車場やトイレの設置と周辺整備を行うべきであるとの結論に達しまして、その旨、町長に提言したところであります。

スクールソーシャルワーカーの設置と6項目について提言し、この案件を除く多くの提言が町の努力によりまして既に実現しておりますけども、今村天主堂の周辺整備についてはいまだ対応されておられません。

そこで、昨年12月議会におきまして、決算委員会に提出した議会からの提言はその後どうなったのかとの質問をしたところ、町当局からは、今村天主堂の周辺整備については、地元からも提言してもらいたい、人口増や仕事創出など、そういったものをもとに、町が検討し、事業申請したいとの回答をいただきました。つまり、周辺整備が必要なら、町に対し要望書を提出すべきであるとのことであります。

確かにそのとおりで、地元からの要望がなければ、町は検討できないということは当然だろうということで、2月に地元区長や今村天主堂の案内員代表等から周辺整備に関する要望書が提出されたところであります。

この要望につきましては、その後、課長のほうから該当する補助事業はないので困難との回答があったと区長が申しておりました。なお、そのとき、現在のトイレの改修見積書を提出するように指示があったと聞いております。

そこで、町長に対しまして、次の2点について質問をいたします。

1点目ですけども、今村天主堂の周辺整備に関する町の考え方はどうなのか。2点目ですけども、現在、周辺整備に関しどのような対応をされているのか、今後どのように対応されるのか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えをいたします。

まず、1点目です。今村天主堂の周辺整備に関する町の考え方についてであります。今村天主堂については、地元の協力を得て、国の重要文化財に指定され、議員が御指摘のように、その後、国内外からの観光客が多数来場されておるということも承知しているところでございまして、駐車場やトイレが不足しているということも認識しております。

御質問の周辺整備については、具体的に何を整備し、その費用負担や管理体制をどうするかなど、地元や教会の意向を確認した上で、町が何をできるかを含め協議をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在の対応状況はどうか、今後どのように対応するかについてであります。今年1月、議員が言われたように、今、区長を含めた3名の連名で、バス駐車場及び見学者用トイレの設置についての要望書が提出されております。このため、国の地方創生補助事業への採択に向けた資料を作成し、国の担当者と協議したところ、駐車場やトイレ整備は補助事業には該当しないと却下されたところであり、この経過については、要望者3名へ説明をいたしました。

今後の対応については、要望の駐車場やトイレの整備には、2,500万円程度の費用を要することや、今後の耐震化工事にも多額の費用が想定されることから、町単独での整備は困難な面もありますので、引き続き、国の補助事業の情報収集に努めてまいりたいと、そのように考えております。

あと課長のほうから補足の説明をさせます。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、補助事業の申請の内容でございますけども、地方創生の補助事業として、地方創生拠点整備という項目の施設整備として申請をしております。内容につきましては、幾つかの課題を取り上げまして、その課題について、こういう整備事業をすれば、こういう事業効果がありますよというストーリー性をつくった申請でございまして、まず、課題として取り上げたのは、観光用の駐車場及びトイレがない、あと地元物産の直売所がないというのを課題として取り上げて、その課題をクリアするためには、駐車場及びトイレの整備、あとは地元物産の販売、事業効果としましては、観光プラス移住、交流人口の増加及び観光及び地域ということで、住民の交流、伝統文化の継承と、最後に観光及び産業ということで、地場物産の販売及び稼ぐ力の創出ということでのストーリーをつくって申請したところ、国のほうと協議した結果、却下されたという経緯がございます。

そこで、町としても何もしないというわけでもございませんので、第2回の要望としてお願いしたのは、現在、緊急性のある課題について要望していただければ、まだ町のほうとしては再度検討させていただくということで、地元の区長さん、及び3名の申請者の方には御説明をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 区長からは要望書を出すように、要望書、現在のトイレの改修についての見積書を出すように言われたということですがけれども、その場合、トイレの規模とか金額

についても具体的に指示されたのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 一応補助事業は却下されたという説明の中に、その後、それでは地元、教会及び信徒会等で緊急的に急いでやる課題、もしくはそういうものはないでしょうかということで確認したところ、連名で来られてやった方が、今信徒会でつくったトイレが狭い及び機能も悪くなっているから何とか改修したいという話をされましたので、それでしたら、新たに駐車場及びトイレを新設する要望ではなくて、その既設のトイレについて改修をするのか、どうするのかは地元、教会も含めて話していただいて、その総意が出たところを町のほうに持ってきてください。ただし、金額等がわかりませんので、その際にはどういう改修をするか及び見積もり金額等がわかれば、それもあわせて提出していただければ、また町のほうでどういう形で支援できるかわかりませんが、検討させていただきたいということで、再度要望書の提出を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 区長が言われるには、今、トイレの改修の見積書を出すように言われたということで、内容が現在のトイレの見積書ということですが、御承知のとおり、現在のトイレというのは規模が非常に小さくて、改修しただけではやはり課題の解決にならないんじゃないかと私は思っております。大型バスで一度に多くの観光客が来られた場合、トイレに行列ができるというのは課題でありまして、やっぱりトイレの規模を二、三倍に大きくしないと、この問題は解決しないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 私は現地のトイレ確認させていただきました、確かに規模も少ないし、個数も少のうございました。そこで、町として、こうなさい、ああしなさいという指示はできませんので、あくまでも地元要望という形で、地元の教会、信徒教会及び案内人等の地元の方たちの意見の総意で要望を出していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） トイレの件につきましては早急に検討いたしまして、見積書なり要望を出すように、区長のほうに伝えたいと思います。

ところで、駐車場の設置についてですが、該当する事業がないので実施できないと、金額も2,500万と高額なのでなかなか難しいというような、町独自ではできないというふうな意見でございましたけども、下高橋の官衙遺跡を見ても、あそこもトイレの横に駐車場が設

置されております。この官衙遺跡は、ただ単に土盛りをして碎石を敷き詰めると、もうその程度の駐車場であれば、それほど金額は嵩まないんじゃないかと思えます。国や県の補助事業で無理があるのであれば、ぜひそういった簡単な軽易な駐車場をぜひ検討していただきたいと思えます。

大刀洗町としてやはり認定を推進した以上、駐車場とかトイレなど周辺整備を実施いたしまして、今村天主堂を大刀洗町のシンボルとして大いに活用していただきたいと思えます。

これで1点目の今村天主堂の周辺整備に関する質問を終わります。

引き続きまして、2点目、通学路の安全対策について、3点質問いたします。

大刀洗小学校における通学路、といいますのは、保護者からの申請を学校が承認することにより定めているということであります。現在、大刀洗校区内には6つの行政区があり、それぞれの区から小学校までの通学路が定められております。下高橋とか高樋区の一部につきましては、かなり遠方から通学されていますけれども、160名の子供たちが定められた通学路を通過して大刀洗小学校に通っております。

特に、町の事業で運動場が全面的に芝生化されましたけれども、それ以来、子供たちは青々とした芝生の上を裸足で走り回ると、そういうことができる日を楽しみに元気に登校しているようであります。

そのような中で、昨年、高樋区の区長さんから、通学路に関する相談がありました。高樋7区に係る通学路の安全性の確保に関することであります。高樋7区というのは、高樋区の外れにある住宅団地で、菊池校区に隣接しております。

地図をご覧ください。高樋7区というのは地図の一番上のところです。この高樋7区の右側にある住宅団地でございます。ここから緑色の線、これが通学路ですけども、ずっと野間橋を通過して高樋区の中を通過して、田んぼの中をずっと通りながら大刀洗小学校に通っておられます。この区は、この小学校までの距離が校区内では一番遠くて2キロから3キロ、2キロ半ぐらいありまして、子供たちはかなり時間をかけて登校しているようです。このことから、高樋7区の子供たちの通学は、特に雨の日なんかは大変なようであります。

また、遠いということもありますけれども、通学路に大きな課題があります。それは、梅雨時期になりますと、大刀洗川の野間橋が渡った地点で道路が冠水いたしまして、通行できなくなるということです。

地図をご覧ください。高樋7区の下に野間橋にあります。この間は、大刀洗川の堤防をずっと下がってきて、野間橋を渡って高樋区のところに行きますけども、その野間橋を渡っていったところが非常に低くて、道路で水がとめられて冠水するということであります。この件はほぼ毎年のものでありまして、通行できなくなった場合は、両親が車で菊池校区を経由して大刀洗小学校まで送迎を行っているということであります。送迎がない児童、特に帰りは、先生方が自宅まで

徒歩で、菊池校区を通過して送っていくということでもあります。

また、午後からの豪雨で増水していることが予測できない場合もあり、非常に危険でありますので、早急にこの冠水箇所の改修を行うことが必要だと思います。

高樋区といたしましては、以前から町に対し対策を検討するように要望されているようですが、いまだ改善がされてない状況であります。道路の嵩上げをするなど、早急な対策実施が必要であると思います。

2つ目ですけれども、通学路に沿った竹やぶの伐採、撤去に関することでもあります。

この件につきましては、先月行われた議会報告会において、下高橋区から出された意見であります。下高橋区の外れの集落で小都市に接した場所に位置する上野集落から女の子が1人だけ大刀洗小学校に通っているそうでございます。朝は、両親が、子供を下高橋のところまで、中心まで送ってこられるということですが、帰りは1人で帰宅しているそうであります。

これも地図をご覧ください。地図の左側の中ほどのちょっと上に上野集落というのがあります。この横の点線が小都市との境であります。そこから緑の線をずっと伝ってナフコの下の信号からずっと下高橋のほうに下って橋を渡って右のほうにずっと、田んぼの中に通りながら大刀洗小学校のほうに通っているということでもあります。

問題は、この通学路に沿って竹やぶが続いていると。ちょうどナフコの下の信号から次の下高橋の信号、この間に竹やぶがずっと続いております。

この通学路は県道に沿っておりまして、車の通りが結構ありますから、私もそれほど危険であるとは承知しておりませんでした。指摘がありましたので、子供たちが帰宅する時間帯にその場所に行ってみたわけですが、車は時折通りますけれども、歩いている人はほとんどおられません。確かに、竹やぶの中に連れ込まれたら、もう誰にもわからないんじゃないかと、危険この上ないとの指摘がありましたけれども、私もそうだろうなと思いました。早急にやっぱり竹やぶを伐採、撤去する対策を講ずるべきであると思いました。

3つ目でございますけれども、通学路の横断歩道設置に関することでもあります。この件も、議会報告会において出された意見であります。この意見は、菊池や本郷校区において出されました。

「子供たちが道路を横断して通学している交通量が多く切れ目なく車が往来している中を横断しており、大変危険である。何とか横断歩道を設定できないか」という意見でした。

そこで、早速大刀洗小学校の通学路の調査を行いました。調査の結果ですけれども、信号機のある箇所、ない箇所を問わず、1カ所を除き、全ての通学路に横断歩道が設置されておりました。

地図をご覧ください。この地図が大刀洗小学校の主な通学路でございます。集落の中は非常に雲の糸みたいにありますけれども、主なやつは緑色で書いております。信号が6カ所ありますけれども、信号のあるところについては全て横断歩道がありますが、信号のないところも7カ所横断歩

道があります。

今回、地元で問題になりました未設置、横断歩道がない箇所、これは何とかせんかという話も実は地元ではあるわけです。この1カ所は、ちょっと真ん中よりも下のところで三角で書いたところ。国道322号を横断する通学路でありまして、この箇所は通学時間帯が通勤時間帯と一緒にありますとかなりな交通量となっております。なかなか通れないので、少し離れた横断歩道を渡っていると。少しこれが上のほうにいて信号機のあるところを、ここから右のほうに曲がって通っているようであります。

ただ、このあたりも、その信号機のあたりもかなり危険で、歩道とかガードレールがなくて狭くて危ないなと思われま。国道322号に横断歩道を設置していただければ安全な通学路が確保できるんじゃないかと思ひます。

以上、通学路安全対策の内容につきまして具体的に説明をいたしました。

そこで、町長に次の3点について質問いたします。

1点目は、冠水により通れなくなる通学路の改修を行うことはできないか。2点目は、通学路に沿った竹やぶを除去することはできないか。3点目は、通学路に横断歩道を設置できないか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えいたします。

まず1点目ですけれども、高樋区の冠水箇所の改善についてであります。御質問の箇所につきましては、町も梅雨時期に冠水する箇所であるということは把握をしております。このため、これまでも現況の道路を高くして、冠水を改善する計画を、地元の高樋区と協議してまいりましたが、関係者の反対もあり、現状のところ、道路改修による冠水の改善は難しい状況です。今後も、御質問の箇所が冠水した際には、迂回路や通行止めなどの措置を適正に行い、利用者の安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、2点目の下高橋区の竹やぶの撤去についてであります。県道久留米筑紫野線沿いの竹やぶについては、県道の敷地部分は管理者である県へ要望を行い伐採をしていただいております。今後も、県道の歩道の通行に支障がある場合には、県に対し伐採の要望を行ってまいります。なお、隣接する農業水路敷地の竹やぶにつきましては、以前から地元の行政区へ管理していただくように依頼しているところでございます。

3点目については、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、3点目の横断歩道の設置についてお答えしたいと思います。

通学路に関しましては、大刀洗町通学路交通安全プログラムによりまして、子ども課、建設課、

地域振興課、小学校代表、小郡警察署、久留米県土整備事務所と通学路安全推進会議を設置して協議しております。

毎年、小学校から通学路の危険箇所を報告してもらい、通学路安全推進会議で危険箇所を確認して対策を行っているところがございます。

横断歩道の設置についてですけれども、横断歩道から横断歩道までの距離が、市街地区域で100メートル以上、非市街地区域では200メートル以上となっております。歩行者が待つ場所があることとなっております。また、カーブ等で見通しが悪い場合など、道路状況によっては設置できないという場合がございます。設置できない場合につきましては、車道部へ路面標示を行い、注意喚起を図るなどの対策を実施しているところがございます。

議員御指摘の場所につきましては、今後県が実施いたします322号道路整備とあわせて検討してまいりたいと思っております。

通学路の安全につきましては、今後とも学校から通学路の危険箇所等を確認いたしまして、横断歩道の設置ができる場所については、通学路安全推進委員会で検討し、警察署へ要望を行ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） まず、1つ目の通学路の改修についてでありますけれども、地元の同意がとれないということでもありますけれども、これは道路が嵩上げされることにより、水が遮断されて水はけが悪くなると、そういうことから地権者が反対されているんでしょうけれども、陸橋方式でやればよろしいんじゃないでしょうか、できませんか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 御質問にお答えいたします。

陸橋方式というのは、道路の下の部分を冠水した水が横断的に流れる構造ということで理解しておりますが、そのやり方で行いますと、今度は流出した先の方の問題や道路を施工するに当たっての経済的な面や完成した後の維持管理的な面を考えると、現状では難しいかと思われまので、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 確かにその場所ではいいけど、また、次の下のほうで冠水するということがあるんでしょうか。

ただ、当該地は、聞くところによりますと、圃場整備計画があるというふうに聞いておりますけれども、事業の実施をやることによって水路の場所も変わってくるから、今の段階でいじくるの

は確かに問題があるのかなという気も若干いたしますけども、圃場整備にあわせて開始されれば、それなりにきちんとした対策が講じられるんでしょうけども、工事もいつ行われるかわからない状況であります。ただ、地元は非常に困っておられますので、区長さんなどの協力のもと再度同意の取得に向けた努力をされるなり、再度、陸橋方式とした場合、下流にどれぐらい影響があるとか、あるいは圃場整備急ぐとか、いろいろ頑張って、できるだけ早い時期に改修していただきたいと思います。

次に、2つ目の通学路の沿った竹やぶの除去についてですけども、県のほうで竹やぶ除去されているし、県に申し入れをしたいと。残りの半分はもう地元で管理してもらいたいということですけども、以前もこの案件は要望として出されましたけども、その後、何も対策もされないまま現在に至っているということをおられました。そのなぜできないのか理由がわからないということでありましたけども、今回も県に要望して終わりということで、現状が変わらないということにはならないでしょうね。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 町としましては、県の歩道部分に関する竹やぶ、支障がある場合には県に要望しておるところでございますが、それでも、県のほうが対応なされないという場合には、再度、改めて町としてしっかりと要望を上げていきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 通学時の子供をめぐっては全国で多くの事件が発生しておりまして、テレビ報道で、新聞等で報道されておりますけれども、そのような事件が発生しないように、事前に課題をなくすというのが、私たち議員を含めまして行政の責務であると思っております。

だから、町独自でできないことであり、県に要望したり、地元で切っていただくとかいうことでございますので、難しい面はあるかと思っておりますけども、そういったのを解決するのが行政の責務であると、私は思っております。早急に竹やぶの伐採、撤去できるよう努力していただきたいと思っております。

3点目にいきます。横断歩道の設置についてですけども、横断歩道を設置することはいろいろ条件があって難しいということはわかりました。ただ、国道322号バイパスの建設に伴いまして歩道を設置するということでもありますので、時間はかかりますけども、少し安心いたしました。

今回、通学路における横断歩道の設置につきまして、大刀洗校区の事例をもとに質問をいたしましたけれども、先月行われた議会報告会において、本郷校区や菊池校区からも横断歩道を設置してもらいたいとの要望が出されております。町全体としては、横断歩道のない箇所とか、危険な箇所がそれなりにあるのではないのでしょうか。地域とかPTAとかの協力を得ながら、町全体

として調査することはできないものでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 通学路の安全についてですが、平成24年の11月のほうに、県のほうに危険箇所として155カ所の通学路の危険箇所を上げております。その分を警察、道路管理者、教育委員会、学校のほうで何らかの対策を行いまして、あと2カ所のみちょっと未実施となっておりますが、対策を行っております。できない箇所もございますので、そういったところは、通学路の変更なり、子供たちへの交通指導なりという形で対策を行っております。

先ほども申しましたように、毎年1回学校のほうから通学路に関しましては危険箇所を上げていただいているところです。今年度も行いますので、そういった箇所がございましたら、小学校のほうと話しまして、危険箇所として上げていただきまして、小郡警察署、久留米県土整備事務所を含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 毎年調査を行っている。24年11月には155カ所、町全体にあって、それをずっと解決して2カ所のみとなっているということでございます。確かに、大刀洗校区で私も調査したとき、ずっと回りまして、もうほとんど横断歩道ができておりまして、こんなところにも横断歩道があると感心したところでもあります。今回の要望があった点も教育長のほうから説明がありましたとおり、条件を満たさないということで困難ということでありますけれども、やはり、検討したけれども解決できないという難しい場所がやっぱりそれぞれの地域にあるのかなという気がいたします。

今回、通学路の安全対策につきまして、3点の質問を申し上げましたけれども、通学路をどうするかは、やはり、地域とか父兄とかあるいは学校が決めることであるというふうに思っております。

しかしながら、場合によっては、地域や父兄のほうではどうすることもできない事案もあるわけですね。竹やぶを切るというのは非常に難しい、引き続き行政の手助けが必要であると思います。改善しようとしても、地権者の同意が取れないとか、町では直接対応できないとか、条件を満たさないとか、そういった事案が多くて困難なことはわかりますけれども、やはり、何とか知恵を出して改善する方向で今後とも努力していただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩します。この時計で10時10分より再開をさせていただきます。

きます。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時10分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、1番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いします。

1番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心のまちづくりの観点から以下の2点について問う

1. 町道などへの立木、植木のはみ出しなどの対策について
2. 定住促進住宅の整備と保育園の受け入れについて

○議員（1番 安丸眞一郎） 議席番号1番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心のまちづくりの観点から2点について質問を行います。

なお、質問は、大項目ごとに進めていきたいと思えます。

まず、1点目の質問は、町道などへの立ち木、植木のはみ出しなどの対策についてであります。

これについては、先ほど、平田康雄議員の通学路の安全対策についても関連する部分ではありますが、最近、町内は緑が目にしみるように自然豊かな大刀洗町であるなというのを実感しておるところであります。しかしながら、木の枝やかずらが道路にはみ出してくると、大変危険であります。

最近、住民の方々から、木の枝が道路のほうにはみ出し、通行する際に危険であると、しかも、通学路にもなっており、道路にはみ出している木の枝などを避けようとして、道路の中央のほうに膨らんで通行するという状況があつて大変危険という声をよく聞きます。特に幅員の余りない道路が通学路となっているようなところは、特に危険であるのではないかというふうに考えておるところであります。

そこで、このような立ち木や植木の町道など公道へのはみ出しに対しての対策は、町としてどのようにしているのかというのを問うものであります。

次に、小項目2点目として、道路の縁石や歩車道区分のある道路でも、葉やセイタカアワダチソウなどの草が繁茂しているのをよく見かけます。役場の南側を通っておる県道もそうですが、まるで植栽しているかのように草が生い茂っている状況にあります。

先ほどの立ち木などのはみ出しと同じく、通行の妨げにもなっております。

また、美観上からも、好ましくないというふうに考えておるところです。

近隣自治体に住む私の友人からも、「大刀洗町は立派な道路が整備されているが、草もしっかり生えているな」というふうに皮肉っぽく言われることもあります。

町道については、これまで年2回の除草などの作業が行われていたかというふうに思っておりますが、現状はどうなっているのか、また、国道や県道についての対応はどうなっているのか、問うものであります。

以上で、1点目の質問を終わります。答弁を求めます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えします。

まず、1点目の交差点付近や通学路への立ち木や植木のはみ出し対策についてであります。立ち木などは、個人の敷地からはみ出した部分は所有者が管理することとなっており、町道の交差点付近や通学路で道路へはみ出した立ち木も所有者に剪定をしていただいております。

町は、道路の巡視や地元からの連絡により現地を確認し、立ち木がはみ出して危険である箇所については、所有者へ剪定の依頼通知を送ることで対策としております。

次に、2点目の歩車道の縁石付近に繁茂する草などの対策についてであります。歩車道の縁石付近の草については、道路巡視や地元からの連絡により現地を確認し、道路の通行に支障がある場合は、除草などの対策を行っております。

県道や国道はどうかということですが、これは町で勝手にするわけにはいかないところもありますので、支障があるというようなときには、土木事務所なんかには連絡をしているところであります。

今後も、道路の通行に支障が生じないように適切な管理に努めていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 確かに、官民境界の場合は、民地については所有者の、はみ出した部分については対応するようになっております。これについては、公道にはみ出した部分、あるいは、官民境界から上空の部分もあると思います。これを道路法的には「建築限界」というふうに言っておるようですが、例えば、車道部分については官民境界の部分から上空4.5メートルは確保しなければならないと、また、歩道にあっては2.5メートルと、この2.5メートルというのは、人が自転車に乗って通行した場合、高さが約2.25というふうに計算されているようです。その25センチをちょっと、例えば、通行するときに反動があったりしたときに、余裕を見て2.5メートル以上を確保するというふうに建築限界で決められているようですが、町内では、そういうところが幾つか見られるというふうに思っておりますが、担当課としては、現状の把握はできておりますでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 御質問にお答えいたします。

担当課としましても、答弁にありましたとおり、道路の巡視、住民の方からの連絡等により、御質問された建築限界を侵すような樹木並びに歩道2.5メートル確保できなくなるような草などがございましたら、対策をしていっているところではございます。

ですが、既設の町道の歩道に関しましては、昔つくられた部分に関しては、2.5メートル確保できていない歩道等もございます。そちらは、通行に支障ないように、同様に草の除去等をしていっているところではございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 先ほど課長の答弁ありましたように、それぞれ歩道については2.5メートル確保しているということで、以前の道路については高さが不十分なところもあるというふうにあります。それはあくまでも法的に違反するようなことじゃないんですよね。法に基づいた形の上空の、要は、建築限界は確保されているという理解でよろしいですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

確かに、法的には4.5メートルという基準がございまして、覆いかぶさるような樹木がそれに該当するような形になっております。そういう上空を確認できた場合には、町としては、個人所有であれば、個人に通知を出して、伐採依頼を行ったりしていっているところではございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ぜひ通行に支障がないように、特に4.5メートル確保しても、それ以上に枝が公道上のほうに覆いかぶさっておったような状況で、これから先、大雨あるいは台風の時期を迎えるわけですけど、そういうときに折損して公道上に落下することによって、通行している方に怪我をさせるということがあってもいけませんので、ぜひ巡視をするようによろしくお願いしておきたいというふうに思います。

先ほどの質問の中で、以前は年2回ぐらい役場のほうで道路の除草作業を定期的にされていたということを理解しておりますが、現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 現状では、計画的には歩道の除草等は実施はしておりませんが、答弁にありましたように、道路巡視、住民の方からの連絡等に基づいて適切に除草を行っておるところではございますし、今後も、安全のために対策をしっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 定期的な除草作業については、行財政の改革の一環としてされているのか。結果的に、町道等の通行に支障のないようになればいいんですけども、これまで年2回、町のほうで実施した町道あたりの除草作業等がやられていないということであれば、そこは改革の一環として、今は実施されていないという理解でよろしいんですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

何年前まで年に2回切っていたかは、ちょっと記憶には定かではないんですが、現状としましては、大体、町内に町道としては約10カ所歩道がある路線がございまして、年に2回切っていた時期に対して、今は草が繁茂する時期——今の時期が一番メインになります。6月から7月にかけて、もしくは、それ以外でありましたら10月の時期ぐらいにまた繁茂していたらというところで柔軟に対応をされていていっているところでございます。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） いずれにしても、私も含めて、そういう危険箇所等、繁茂している状況があれば、役場の担当課のほうに情報提供をしていきたいというふうに思いますので、ぜひとも危険がないような対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それとあわせて、国道、県道についても同じですけども、やはり関係機関のほうに要望等も含めて上げていただきたいと思います。現在も、先ほど申し上げましたように、あそこの県道の南側の歩道敷もそうです。縁石のところもかなり高い草が繁茂しておりますし、322の歩道敷もそうです。それから、先ほど出ておった県道53号線もそうですけれども、今は中央帯をコンクリートにして繁茂しないような対策はされておりますけれども、まだまだ草がかなり生い茂っておりますから、結果的に通行する人の危険になってもいけませんので、ぜひ対応をよろしくお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移っていききたいと思います。

2点目については、町では、現在、人口減対策として、大刀洗校区内の上高橋地区に移住・定住促進のための住宅整備事業が進められております。持続可能なまちづくりの一環として子育て世代を増やすという取り組みは評価しつつも、子育て世代を呼び込むということは、そのほとんどが共働きであるというふうに考えております。ということは、当然、保育園に入れたいという方が多くなってくると考えられます。

大刀洗町の待機児童の現状としては、これは28年12月末であります。町内5つの保育園で23名の待機児童があると聞いております。

そういう状況にある中、今回の計画では、24世帯の入居の定住促進住宅を整備した場合、保育園の受け入れは大丈夫なのかというふうに思っているところです。

当然、全ての入居者の方が保育園を希望されるわけではありませんが、幼稚園もあれば、できるだけ自分で育てるという方もいらっしゃるでしょう。しかしながら、その多くが保育園に入りたいという希望の方も想定されます。

今後は、大刀洗から大堰校区内にも建設の考えがあるというふうに聞いておりますが、定住促進住宅の整備と保育園の受け入れについて、やはりセットで考えていくべきと思いますので、町長及び教育長にその考え方について問うものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、保育園の受け入れについてお答えいたします。

平成29年4月1日——今年の4月1日ですね——入所の町内5保育園の合計の入所児童数は610名でございます、10年前の平成19年度の399名からしますと、211名の増というふうになっております。入所希望者の増加に伴いまして、平成26年度から昨年度の3年間、各保育園に御協力をいただきまして、定員を5園合わせて105名増やしているところでございます。

しかしながら、共働き家庭の増加と入所希望の低年齢化から、平成27年10月以降、残念ながら待機児童が発生しているところでございます。

子育て世帯の定住促進のためにも、さらなる定員増や施設整備等について、これまでも各保育園と協議いたしてまいりましたけれども、あるいは、個人経営の小規模保育所についても暫時検討してまいりましたけれども、残念ながら現時点で課題の解決には至っておりませんので、引き続き各保育園と協議しながら、受け皿の確保について努めてまいるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 町長部局はありますか。

安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 先ほど教育長の答弁の中に、今年度4月1日現在で610名ということで、私が手持ちの資料として、これは1月1日の段階で想定される入所の数が640ということで、これは担当課のほうからの資料として報告を受けておりますが、実態としては30名ちょっと減ったという理解ですよね。

これは、町内の定数と実際の入所数からすると、5園合わせた入所率はどのようになっていますか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 各保育園の入所率についてお答えいたします。

大堰保育所につきましては121.4%、本郷保育所につきましては103.8%、大刀洗保育

園につきましては130%、菊池保育園といたしましては108.9%、海の星保育園としては120%、平均入所率といたしましては116.8%となっております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 濟いませぬ、先ほどの最初の大堰保育園、ちょっと聞き漏らしたので、申しわけないです。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 大堰保育園につきましては121.4%です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ありがとうございます。全体的な入所率的にも、これは定員に対して2割までが限度ということを知っておりますので、辛うじてそれはクリアしているかと思いますが、今回の大刀洗校区の建設予定の定住促進住宅で希望された場合に、やはり当然、校区内の保育園に入所希望というのが出てくるだろうと思うわけですね。「どんどん大刀洗町に来てくださいよ」と言っても、「じゃあ、保育園を希望します」、「入れませぬよ」じゃあ、やはり町としてもどうかと思います、方針的には、定住促進住宅建設と併せて、やっぱり保育園の定数拡大あるいは増設も含めて、ここら辺の方針を持っておかないかのじゃないかなというふうに思いますが、そこらあたりは、これは町長の方針になりますかね、お答えいただきたいと思えます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えいたします。

今の上高橋の建設したところに保育園がありまして、多分、この住宅に入る方たちはそちらのほうに行かれる方が多いと思うんですね。実を言うと、そちらが十分な受け入れ体制があるかどうかというのはちょっと問題があるところでありまして、そちらのほうの改善に努めていただくようお願いをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ぜひ地元の保育園に入所できるように、町としても手だてをする必要があると思えます。町全体としては120%以内でおさまるかもしれませんが、受け入れ可能数的にです。

何でこういうのを出すかといいますと、私の近くの方が保育園まで100メートルぐらいのところに住んであります。しかし、悲しいかな、菊池保育園は満杯、定数オーバーしております。実際として、大堰保育園に入所されております。職場は国道500号線沿いのほうに勤務されております。朝忙しい家庭の保護者の方が、近くであれば、本当に手をつないで歩いていけるような保育園がありながらも、入所できないから、菊池校区からすれば、一番距離的には遠い大堰保

育園に入れざるを得ないという状況が現実的に起こっております。

ですから、やはりこういうことができるだけないようにはしていただきたいと思ひますし、また、今年度、たしか本郷保育園のほうに病後児センターを横に建てて、定数を増やすという計画も出ているかと思ひますが、具体的にはそこは、事業としては進められておりますでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 議員御指摘のとおり、私たちの想像を超えて子供たちが増えておりまして、ことしも、子供の数が今のままでいけば、かなりの数になるだろうと。大体、1学年百五、六十が普通の数だったんですけど、200に迫る勢いになるかもしれないということで、将来的に生まれた子供については、すぐの入所もありましようし、3年後というのもありましようけれども、極めて私たちの想像を超えて非常に増えているという現状がまず一方にあって、それに対して、促進住宅が建てば、当然のことながら、子育て世代の方がおいでになりますので、それに対する拡充をしていかななくてはなりません。

一応申しますと、来週頭のほうに、社会福祉協議会と協議をすることにいたしてございまして、基本的には、まず手をつけられるところとしては、我々としては私立保育園ではなく、社協が管理しているこの2園の問題ですね。先ほどおっしゃったように、本郷についても、当初予算に計上してございまして、計画どおり進めてまいりたいと思ひます。本郷保育園については、定員増も含めながら、あるいは分割保育なども含めながら、協議をしていきたいというふうに思っておりますが、最大の問題が保育士の確保なんです。だから、建物を建てて、定員を20人、30人増やすのはできると思ひますけれども、問題はきちんとしたいわゆる教育を受けて、きちんとした保育をしていかななくてははいけませんので、なかなか分捕り合戦になっているというふうな状況でございまして、優秀な保育士を雇用することがなかなか難しいというのが一つと、もう一つは、保育園も150とか、200とか、規模が大きくなればいいというものではなくて、実を言うと、一番適正な規模だと町内で思われるのは七、八十、せいぜい100以内ぐらいが適正、目の届く範囲だと思ひます。これを200を超えました、キャパシティとしてはどうぞといつても、きちんとした隅々まで見通した保育ができるかという問題がありますので、保育士確保が次の問題ですね。だから、この両方を相まってやらなくてははいけませんので、少しいろいろ協議してまいりましたけど、課題が多くてなかなか前に進んでいない状況ですけど、先ほどのお尋ねのお答えとしては、本郷保育園については、協議をしながら、御期待に沿うような形で建設を進めたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 本郷の病後児保育センターを移築して定数改善を図るということで、

具体的には、想定としては何名の改善が図られる計画で進められておりますか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 一応、社協との話し合いという形にはなりますが、定数のほうについては、社協と協議してという形ですけれども、そちらを保育室となりましたら、面積のほうの確保もできますので20名ほど。

ただ、保育士の確保と、年齢によっては受け入れできないということにもなりますので、そういったことで行っております。

○議長（山内 剛） 安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 定数の改善と保育士の確保というのが、これは総務文教厚生委員会でも、先日、菊池保育園のほうに視察に行った中で、現場の声として、やはりなり手が無い。だから、派遣会社から保育士さんを派遣していただいているという現状は聞いております。

新設する保育園については結構なり手が、大卒の方とか、新たにできるところについては結構なり手があるらしいんですけど、既設の保育園の定数増に伴う保育士確保がかなり課題と。しかしながら、幸い、菊池のほうは、家族とか、親戚関係、友達で紹介で何とか確保できているという現場の声も聞いたところであります。

確かに、今、教育長の答弁の中にありましたように、子供たちが増えているというか、私も調べたところ、24年1月末現在で、人口が1万5,416でした。15歳未満は2,210、その中で4歳以下の児童が738ですね、この時点で。現在は、29年5月31日現在で、4歳以下は807人、約70近い児童がふえております。これは町長が進められている定住促進の取り組みもあるだろうし、また、民間の戸建て住宅の開発もかなり進んでおります。現に、ゆめタウンの北側にも、あそこは16区画か17区画ぐらいの分譲住宅が今建設中、建設というか、分譲されておりますので、やはり心配するのはそこなんですよね。一生の最大の買い物をして大刀洗町に来た、また、縁あって定住促進住宅に引っ越してきた、しかし、子供はさあ、どこにやるかというか、そういう問題が起きてもいけませんので、ぜひ校区内の保育園に再度、定員増の働きかけも含めて、町として問題がないようにしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

そういうことを申し上げて、私の質問を終わっていきたいと思います。

○議長（山内 剛） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、6番、松熊武比古議員、発言席からお願いします。

6番 松熊武比古議員 質問事項

1. 町営住宅について

2. 鳥獣駆除について

○議員（6番 松熊武比古） 議席番号6番、松熊武比古でございます。議長の許可を得ましたので、通告どおり質問をいたします。

まず、第1点、町営住宅について、2点、鳥獣駆除についてという2項目について質問をさせていただきます。

定住促進住宅の家賃回収というのは、町のほうでは回収しなくても済む問題なんですけど、町営住宅生活困窮者にとっては、大事な事業と心得ております。最近では、生活困窮者が増えてきておりますので、促進事業の定住促進事業と併せて、町営住宅も考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えておる次第でございます。

町営住宅について、まず、町営住宅の家賃回収について、それから、契約者との連帯保証人の契約年数について、3番目、死去された場合の契約及び連帯保証人についての再契約、契約者と連帯保証人が亡くなられたときも一緒なんですけど、その辺の事情をちょっと町長にお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えいたします。

まず、1点目の町営住宅の家賃回収についてでありますけど、平成28年度の回収率につきましては、住宅の使用料が97.8%、駐車場の使用料が100%でございます。家賃の回収については、町が家賃の回収をすることが難しい場合には、町営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱により、連帯保証人へ納付指導を依頼して、滞納家賃の回収を行っております。

次に、2点目の契約者との連帯保証人の契約年数について答弁いたします。

町営住宅管理条例では、連帯保証人の契約期間について制限はございません。入居者が死去され、同居人が入居の承継を希望される場合には、町営住宅管理条例に基づき、入居修正の手続きを行っていただき、連帯保証人の確保などの入居条件を満たせば、入居を承認しているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 松熊議員が御質問された連帯保証人が死去された場合の手続きでございますが、その場合には、連帯保証人の変更の手続きを行っていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 連帯保証人がきちんとできておれば、家賃の回収は大体100%にならなければならないと思っております。通常の商取引においては、連帯保証人になった場合に

は、自分の財産を吐き出してでも責任を全うするというのが常識となっておりますが、町営住宅についての連帯保証人は、若干緩いような気がするんですが、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

連帯保証人の方に対しての家賃の請求ということで御質問されてあると認識しておりますが、条例、要綱等では、連帯保証人への家賃請求の定めがございません。支払いの依頼、お願いまでとなっておりますので、現時点では行っておりませんが、御質問された内容、民間ではということも考慮しますと、近隣の自治体状況などを確認しながら研究を今後していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） それではよろしく願いいたします。

続きまして、鳥獣駆除についてでございます。

現在、大刀洗町は、イノシシとか、鹿とか、こういう被害は出ておりませんが、野バトとか、カッチョとか、ツグミとか、いろんな種類の鳥が特に冬場に多く飛来します。

そういう中で、200メートル以内にある場合には、猟銃とか撃てないと。それから、特に、私、守部に住んでおるんですが、ハウスが非常に多ございまして、そういう猟銃での駆除はできないということになっております。

ですが、今、非常に鷹匠が注目を浴びております。基山の19歳ぐらいの女の子は、かなり先まで予定が詰まっておるということで、非常に鳥獣駆除については人気があるような状態でございます。

そういう中で、私の近所の方からちょっと申し入れがあったんですが、これは実際、大刀洗の話ではないんですが、久留米市の北野町でございます。10月、11月になりますと、大刀洗川の下流、水門がございまして。ここにはかなり多くのカモが飛来します。そして、この方が3反5畝ぐらいのブロッコリー、春キャベツを植樹しているんですが、ほとんどがカモによってやられるということで、駆除対象にカモはならんのだろうかという相談を受けまして、久留米の市議員の方にも、久留米市としてはどう考えてあるのか、ちょっと議会のほうで話してほしいという要望もしております。

ただ、大刀洗も、大刀洗のパーキングの後ろに池がございまして。大刀洗町パーキングの高速のですね。あそこの裏にもかなり多くのカモが来ております。それから、本郷地区にもカモが来ておりますが、私の耳元には、野菜の被害に遭ったとかいうことは聞いておりませんが、久留米を参考にしますと、やはりカモの駆除ということも大刀洗町としては考えておかなければならないの

ではないかなど。かなりの農作物の被害が出ておる模様でございます。この辺について、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えいたします。

本町においては、有害鳥獣の駆除は、鳥獣被害防止計画に基づく予察捕獲として実施しており、御質問のカモにつきましては、この計画に記載しておりませんので、現在のところ、予察捕獲による駆除はできない状況です。

また、カモによる被害が想定される場合には、カモの種類及びカモによる被害を特定できれば、対処捕獲という形での駆除は可能ですが、カモによる被害の特定が非常に困難な状況にあり、現在のところ、農家の皆様の自己防衛という形で対処していただいております。

いずれにしましても、カモの飛来は、久留米市、旧北野町、小郡市でも報告されておりますので、近隣の状況を踏まえながら対処してまいりたいと考えております。

何せ、カモは夜行性らしくて、夜よく動くらしいんですね。だから、被害状況を調べるとかというところ、そこら辺がなかなか、カモでやられたというのを調べるが大変難しいというか、そんなふう聞いております。

以上です。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 非常に難しいとは思いますが、実際に、余りカモ以外は、夜は飛んではしませんので、カモじゃないかなという気がしております。そういう点を鑑みまして、大刀洗のほうでも、なるべく早目に駆除対象にカモをしていただくというようなこともぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

これにて私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山内 剛） これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、5番、平田利治議員、発言席からお願いします。

5番 平田 利治 質問事項

1. 再犯の防止等の推進に関する法律

2. P F I 定住促進住宅について

○議員（5番 平田 利治） 議席番号5番、平田利治です。ただいま、議長の許可がありましたので、通告に従って質問をしていきたいと思っております。

まず、第1番目は再犯防止法、昨年末に、議員立法で再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。今、半年たっておりますけれども、大刀洗町の取り組みはどうなっているのか、そ

の辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えいたします。

我が国では、検挙人員に占める再犯者の割合が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会の構築には再犯防止が大きな課題となっています。

このため、この法律では、再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としております。

具体的には、刑務所等での教育や職業訓練の充実、出所者らの職業と住居の確保や保険医療の福祉サービス利用の支援、保護観察体制の整備等を定める再犯防止推進計画を政府が策定すると規定しています。

また、都道府県や市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとされております。

法務省の再犯防止推進計画策定スケジュールによれば、本年10月ごろの第2回再犯防止対策推進会議において、再犯防止推進計画案を取りまとめ、12月ごろの第3回再犯防止対策推進会議において、再犯防止推進計画を閣議決定する予定となっております。

これまでのところ、同法に関して、県から市町村に対する説明会等は開催されておきませんが、県においても、今後、国が策定する計画を踏まえ、地方再犯防止推進計画の策定など、何らかの動きがあると思われます。

大刀洗町としましては、県や近隣自治体の動向に注視しながら、県の説明会への参加や法務省のホームページの閲覧など、情報収集に努め、地方再犯防止推進計画の詳細がわかった段階で、その策定の必要性を含め、町民の皆様への広報や各部署でどのような支援ができるかについて、今後協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 再犯率が今50%で、国はこれを20%にするということで、平成20年ぐらいから順次、各種施策を打っているところでございますけれども、これは、国だけではどうしても立ち行かない部分がございますまして、出所者も住むところと仕事があれば、再犯率は大きく下がっていくということになるわけでございますけれども、今回は議員立法でそういう再犯防止ができて、国だけではなくて、地方自治体もそれに対して取り組みを行う必要が出てきたわけでございますけれども、第4条でいきますと、同法第4条でいくと、国の役割分担と自治体に応じた施策の策定ということと、第6条では、再犯防止月間が7月と定められていますよと、

8条では、地方再犯防止推進計画を定めるということになっているわけでございます。第15条では、住居の確保、それから契約についても、そういう出所者を雇い入れている協力雇用主、そういう人々が今度は仕事の受注をもらえるような配慮をしてくださいよというのが法律で明記されているところでございます。

地方自治体としては、この法律で、じゃあ、予算をかけて何をやるかということにはならなくて、基本的に、例えば、日本財団が今推進しておりますけれども、夢の貯金箱、これはもうペットボトル1本から10円が日本財団に寄附されます。それで、全国からそれが集まって、そのお金で刑余者がいろんな資格を取る——例えば、大型免許を取る、特殊車両の免許を取るというときに、財団から給付型の奨学金というのがもらえるようなシステムがもうできているわけですね。

ですから、各自治体で、例えば、夢の貯金箱——自動販売機でございますけれども、1台ずつ置けば、全国で1,000台になるわけございまして、大きいところはもっとそれより多くなるんじゃないかと思うんですけれども、それである程度、出所者が資格を取れて仕事につけるといようなシステムがもう既にできているわけでございますので、その辺も早急に検討してもらいたいということと、住居の確保、出所者がアパートを借りると、まず借りられません。「何をしていますか」、「何をやっていましたか」ということで聞くと、「もう結構です」ということで、地主さんから断られるんですね。そういうところで、「公営住宅法」というところで、国がそういう法律で公営住宅のほうに優先して入れていくというようにすることも考えなきゃいけないかなと思うところでございます。

あと、協力雇用主についても、これはもう平成22年ぐらいから、法務省が協力雇用主を募集しまして、それを支援する協力雇用主支援者機構、これもできております。全国で1万4,000社近くあるんですけれども、実際、雇って機能しているのが2%ぐらいしか動いていないんですね。

日本財団が今、職親プロジェクトで、住むところと仕事と教育と、三位一体の取り組みを今やっているとございまして、協力雇用主というのは補助金が欲しいわけじゃないんですね。仕事が欲しいわけですよ。仕事をして、利益を上げて、給料を払って、彼らも納税者になっていくというシステムをつくらうとしていますので、そこら辺も考慮して、御検討方お願いしたいと思います。

続きまして、PFI定住促進住宅についてでございます。

小項目ごとで行きますけれども、仮称・上高橋定住促進住宅の施設整備費は、誰がどのように算出したのか。

PFI住宅については、もうスタートが切られて動いておりますけれども、その中でもちょっと疑問点が出てきたもんですから、ここでちょっと質問をしてあるところでございます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それではお答えします。

整備費は誰がどのように算出したかということですが、施設整備費については、スカイラーク菊池整備の際に、アドバイザー契約を締結した全国地域PFI協会と協議し、試算をお願いしております。

建設費については、全国地域PFI協会が想定した設計図をもとに、国の補助金算定の基礎となる国土交通大臣の定める標準建設費のうち、地域優良賃貸住宅に係る主体工事費を用いて試算し、基礎工事費、エレベーター設置、駐車場整備費用についても、国の基準をもとに加算して算出しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 全国PFI協会でございますけれども、これは公的機関ではない単なる民間の協会だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 御質問の全国地域PFI協会につきましては、NPO法人でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 今回、上高橋の定住促進住宅に関して、平成28年9月——昨年9月には、全国PFI協会が再三、算定依頼して、その11月に、最終的に今度はその土地の選定をしているところでございますけれども、このPFI協会を全面的に信頼されて動いているような気がするんですけれども、基本的に国もそうですけれども、地方のほうもこういう住宅を建てる場合は、予算単価というのがあるんですね。今回の定住促進住宅で、標準の予算単価は幾らですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 再確認させていただきたいんですけれども、予算単価というのは、どういう内容というか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 本来、国や地方が建設する場合は、設計図を自前で書いて、積算して予定価格を出すものなんですよね。

ただ、地方のほうでは、そこまで職員がおりませんので、基本的に地方から国へ上申する場合は、例えば、住宅1戸幾ら、外構工事を入れて幾らというようなものがあるはずなんですけどね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 今回の施設整備費の予算の作成につきましては、国の基準に基づきまして、設計工事管理費、外構工事費、建築本体工事費等の分を算定したところで施設整備費を計上しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 全国PFI協会にそういう積算を依頼する必要もなく、そういった積算根拠で町独自で判断できるんじゃないでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 町職員83名ほどおりますけれども、その中で建築の技術者はおりませんので、また、今回のような3、4階建ての建築物につきましてはの積算できる職員がおりませんので、全国PFI協会のほうに依頼しているところでございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 全国PFI協会に依頼した依頼金額は幾らですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 前回のスカイラーク菊池においては、委託料を支払っておりますけれども、今回の上高橋定住促進住宅につきましては、委託料は支払っておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） NPO法人でございますから、やはり収益がなかったら、会社が成り立たないわけございまして、そういう大きな事業を依頼するということになると、例えば、建築費の何%が普通相場だと思えるんですけどもね。1銭も払わずに依頼して、「はい、できました」ってやりますかね、普通。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 前回のスカイラーク菊池のときに、平成27年度に委託契約をしまして、基本的にはもうそれで終了しておりますけれども、引き続き、第2弾としての大刀洗校区での用地選考から一応かかわっていただいておりますので、引き続き協力していただいているという状況でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 前回のスカイラーク菊池のときに支払ったのは60万円なんですよね。だから、60万円ぐらいで今回もボランティアみたいにしてやってくれますかね。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 相手の善意があってやっていただいていると思っております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 質問を変えます。

予算単価を積算する上で、建設費でございますけれども、以前、説明で、従来方式ではもとの金額——4億9,000万なんですけれども、これの98%で入札方式は算出したと、PFI方式については90%で積算したという説明がございました。その根拠をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 全国地域PFI協会に確認しましたところ、従来方式の場合、設計と建築工事を分割発注する、いわゆる地方発注方式となります。この場合、建築工事の積算において、公共工事の品質の確保の促進に関する法律——「品確法」と言いますが、これにより、歩切りは禁止されております。このため、国の基準により算出した施設整備費の落札率98%と設定しております。

一方、PFI方式の場合、民間に設計、建築、維持管理、運営を一括発注によるコストダウンが働き、国の基準による施設整備費よりも10%程度安い90%と設定しているところです。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） ここでもまたPFI協会が出てきたんですけれども、今回のスカイラーク菊池から、今回、第2弾の上高橋につきまして、全てPFI協会がコントロールしているようなイメージがあるんですけれども、ボランティアでやっているというようなことでございますけれども、なかなかしっくりいかないというようなところがあります。

そもそも建設費でございますので、入札か従来方式で違うのはおかしい、同じ金額でもいいと思うんですけどね。そこら辺で業者に対する配慮があったのかなと思われるようなこともちょっと感じているところでございます。

それでは、次の質問に入ります。

上高橋定住促進住宅の分でございますけど、もともとの金額、98%にもとに戻すと、4億9,300万になりますけれども、これを24戸で割りますと、大体2,000万円近いお金になります。それを98%、90%にしてやっていくと、24戸で割ると、1戸は1,800万ぐらいの費用になっているんですね。

私が昨年、みやき町に建設経済委員会で行きまして、資料をもらってきているんですけれども、平成25年に、ティアラみね苺館ができております。これは24戸です。この建設費が3億5,000万円なんです。24戸で割りますと、大体1戸が1,400万ぐらいでできていることになるんですね。

ただ、構造物とかそういうので違うよと言われれば、それはしょうがないんでしょうけれども、

1戸400万円も違うということは、約1億円ぐらゐの差が、建設費が出てきているんですね。高くなっている。その辺はちょっとどうなんでしょうかとこの質問でございますけれども。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 1戸当たり2,000万円ということで高過ぎはせんかということですが、これは外構工事費差し引き分の1戸の建設費は、言われるように1,800万円なんですね。また、建設費については、エレベーター設置の分や、土地の形状や広さ、地盤の強弱により、くい工事費用がさまざまでありまして、あくまで標準建設費、国の基準に基づいて算出しておりますので、一概に高いか低いかの比較はできないというふうに考えております。

なお、参考までに、平成21年に完成した町営住宅の大堰団地と外構工事費差し引き後の設計金額で比較しますと、1戸当たりの建築費は、上高橋定住促進住宅の1,800万円程度に対し、大堰住宅団地では、エレベーターがないことや1戸当たりの専有面積が約9.5平方メートル狭いこともありまして1,640万円程度と、上高橋定住促進住宅のほうが高くなっていますが、一方で、1平方メートル当たりの建築費では、上高橋定住促進住宅の25万8,000円程度に対し、大堰住宅団地が27万2,000円程度と、上高橋定住促進住宅のほうが安くなっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 今回、建設費だけで話しをしていますけれども、測量1,000万、土地取得2,400万、移転補償600万、3,000万ですね。それから、今度は造成等々入れていって、金利まで入れていったら、1戸3,000万近くのお金になってしまう。3,000万円ぐらゐの建設費になってしまうんですけれども。民間がアパートを販売していますけれども、この小郡あたりですと、2,000万ちょっとで販売しているんですね。そこら辺でコストがかけ過ぎじゃないかという気もしないでもないんですけれども。そもそも論に入りますけれども、大刀洗町に賃貸住宅が必要なのかというところで。今回のPFIは、もう議会が承認して進んでいますから、それについてはどうこう言うつもりは全くないんですけれどもね。よくよくやっぱり民間住宅でも、今はパソコンで引いてもらえば、大刀洗町の空室が50室ぐらゐあります、部屋がですね。そういう中でRCの建物を建てても、結局、町から田舎へ来るとこの人よりも、町の中の古いアパートに住んでいる人たちが移り住むという中で、人口移動というのは、町の中だけで動くんじゃないかという懸念もしているわけでございます。

だから、町の人何が欲しいかと、大刀洗町にどんな住宅が欲しいのかというようなそこら辺もじっくりと検討して、拙速にRCの建物をばかばか建てていくというんじゃないで、新しいうちはそれはいいです。ただ、損益分岐点が90%というのは非常に高いんですね。それで3室空

室になったら赤字になってしまう。そこら辺は、4、5年は満室が続くんでしょうけど、それ以降は大変な問題が出てくるということになります。もっと大刀洗町にふさわしい、もう2弾は始まっていますから、3弾、4弾も町長は考えられているみたいなので、じっくりそこら辺をいろんな人の、議会の意見も聞いたり、地元の要望も聞いたり、ただ単に区長から推薦が来ましたよというだけで、それも1カ所だけで、地権者が知らないで自分の土地が候補地になっていたというような推薦の方法もあったり、ちょっとおかしいんじゃないかと思うわけですが、ごさいすけれども、そこら辺でもう少しじっくりいろんな人からの意見を聞かれたらいいのかなと思うんですけども、その点いかがですか、町長。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、人口の移動ですね。スカイラーク菊池の例でいえば、町外から6割ぐらいの方が来ています。ですから、町内だけで移動するということはないというふうに思っています。

また、もっと意見を聞いてからというふうに言われていますが、今回も、地元の区長さんたちの要望ということですから、何も意見を聞かずにやっているということではなくて、住民をみんな集めて聞いたわけではないけれども、いろんな意見を捉えた上でということを実施しているつもりであります。

何ととっても、地方創生の一番の課題は、人口を減らさないようにするのが一番の課題なんです。それで、以前に、大刀洗町の空き家を利用して、そういうことで何かやる方法があるのではないとかいろいろ指摘されましたけど、空き家の調査をしても、すぐ何か使えるようなところってほとんどないんですよ。ちょっといいのは、すぐ業者が手を加えてもう売ってしまっているんです。ですから、やっぱり大刀洗町の人口は減らさない、そして、いつまでも持続可能な自治体にするために、私は、このPFI方式というのは非常に時宜にかなっていると、そんなふうに思っているところです。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 本当に大刀洗町というのは、自然が豊富な町でございす。農地は全部農振地域がかかわっていますから、宅地に変えられないというふうなね。川が流れていますね。大刀洗川、陣屋川、小石原川ですね。そういう自然に親しむような、そういう自然の中で子供を育てたいという人たちも、町のほうにはいらっしやると思うんです。そういう人たちをやっぱり呼び込むためには、ああいうRCの箱物を建てるんじゃなくて、そういう自然と同化したようなまちづくりですね、そこら辺を考えてほしいなと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） これで、平田利治議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（山内 剛） 次に、7番、長野正明議員、発言席からお願いします。

7番 長野 正明議員 質問事項

1. 教育行政について

2. 役職加算について

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。議長の許可が出ましたので、通告に従って質問を始めます。

小項目ごとに質問をいたします。

まず、県が採用しております県費負担の教職員の方々が、町内の小・中学校に勤務されておりますけれども、その身分はどのようになっているのか、また、その人事権はどこにあるのか、まずここを伺いたいと思います。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

まず、身分についてですけれども、大刀洗町立小・中学校の教職員の身分は町に属しておりますけれども、給与については県費負担というふうになっております。

したがって、人事権につきましては、採用・異動等、任命の権限につきましては県費負担を行っている県教育委員会にございまして、異動等につきましては市町村教育委員会の内申を待つて行うことになっておりますけれども、最終的な決定権というのは県の教育委員会にございまして。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 身分は所属する自治体の職員ということになるわけですから、県費の教職員の皆さんは、異動があるたびにそれぞれ所属する自治体の職員ということになるようです。

じゃあ、その人事権といいますか、任命については、給与を負担しております県のほうが行うと。

ただ、それについては、各自治体の教育委員会の内申に基づいて行われるということですので、最終的な権限は県にありますけれども、実質的なそこら辺の任命の内申によって任命がなされるということにございまして、町の教育委員会に実権はあると考えるべきだと思います。

過去に、町の教育委員会のほうからの内申に沿わなかったケースも多々あるわけですか。その辺はいかがですか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 内申権が我々にはございますけれども、2つ表現がございまして、同じ市町村内の異動につきましては、教育委員会の内申に基づいてということですので、同じ市町村内におけるものについては、ほぼ市町村の教育委員会の内申に基づくということになります。もう1つ、「待って」というのは、順序性を示しているものでありまして、例えば、管理職でありますとか、広域人事等につきましては、「待って」ですので、一応、私たちが内申しますけれども、それを受けて考えるのは県教育委員会で、基づかない例もたくさんございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そうなってくれば、教職員のサービスの監督は、町の教育委員会にあるということでございますので、次の質問に移ります。

町内の、先建てから、平成28年度文部科学省による小・中学校教員の勤務実態調査結果では、週6時間以上の教諭は、小学校では33.5%、中学校では57.7%、これはもう皆さんも御承知のとおりだと思いますけれども、これを月に直せば、8時間以上の時間外労働が行われているということでもあります。

ところで、町内のそういうサービスの監督者であります町の教育委員会は、当然、町内の教職員の勤務実態についての調査はされてあると思いますので、その結果はどのようになっておりましたか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

まず、時間外勤務の調査については、現状調査しておりません。これは県のほうが調べたり、あるいは文科省が調べておりますので、それについて私たちは独自の調査はしておりません。

しかしながら、学校において教職員の超過勤務の縮減に向けた取り組みが行われておりまして、原因としてはさまざまございますけれども、たくさんの業務が控えているということで省略しますけれども、1人で担当する業務が非常に多いという問題点になっております。

現在のところ、縮減に向けては、定時退校日とか、会議の終了時間の設定とか、最終退校時間を学校によっては9時までにするとか、アラームを鳴らすとか、さまざまな対策を行っておりますけれども、現状はなかなかそれが減らないというのが実態のところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 調査はされていないということでございますけれども、じゃあ、県が出しておる数字は、町内の勤務状態というのはわかりますか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 現在のところは把握しておりません。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 服務の監督からすれば、それはいかがなものかと思えますけれども、本来、時間外勤務については、町の教育委員会が当然把握しておってしかるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

これは根本問題として、基本的に調べるのもいいですし。調べる時間がかかります。学校現場に迷惑かけることになりますから、調べるのもいいんですけれども、調べたところで改善はできないと、私は現状認識しております。

それはどういうことかといいますと、昭和40年代に、先生方にはいろいろございまして、先生方の勤務の特殊性がございまして、超過勤務手当は支給されておられませんですね。それは御存じのとおりです。調整手当で4%ということで決められておりますが、実際問題としては、それがありませんから、出勤の最初のところは把握しますけれども、何時に退校した、何時に退庁したというのは、実は調べなくても、勤務時間外になるかどうかの把握が必要でないところから、ほとんどなされていないというのが実態でございまして。これは、議会の皆様にも、傍聴の皆様にも、ぜひ知っておいていただきたいんですけれども、今のシステムをとる限りは絶対に減らないんですよ、今のシステムが続く限りは。私は、基本的には、労働基準法に基づいた労務管理をできるように学校がならない限りは、それはもう非常に困難だというふうに思っています。

実際問題として、4時とか、4時近くまで子供たちを指導しますね。それから4時半ぐらいまでの退勤時間までのわずか30分間に、あしたの6時間の勉強をして、そしていろいろなつけものをして、そして整理して、研究会をして、そしてお互いの打ち合わせをして、当然はまらないんですよ。もう物理的に絶対無理なんですよ。

だから、私は、もう声を大にして訴えたいのは、学校の先生方の縮減問題はいろいろあって、労働時間が物すごく膨らんでいるのも、私もよく承知しています。9時、10時まで先生方がおられるのも承知しています。調べるのもいいです。

しかし、基本的にこの勤務実態は、今のいわゆる労働環境といいますか、それが続く限りは変わらないと思いますので、今度、今年のお秋以降に、中央教育審議会でも、先生方の勤務のあり方について検討することになっておりますので、我々教育委員会といたしましても、国にそういったような意見を具申していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 超過勤務手当については、教職調整額という形で一律4%、基本給のですね、そういう形。その制度が必ずしも現状に合うてるか、合うてないかというのは、その制度がゆえに早く帰ろうが、遅くまでおろうが、一緒じゃないかというのは、それは私は、ある先生というか、教職を経験された方に聞いたところによると、もうそれが当たり前というような職員の認識、はっきり言って、残業を今しておるんだとか、そういうんじゃないかと、準備等かれこれで遅くなるのは当たり前という、先生方の意識も何かやっぱりちょっと違うような感じがしたわけです。

それで、原因は先ほど言われましたけれども、原因はいろいろあるけれども、それはじゃあ、縮減ができるのかというのは、もう現状では無理と。今度、中教審のほうで調査結果を受けて改善というか、対応策が協議されると。

この前、教育長の取材の中で、教育長もはっきり本当のことを言われるなどちょっと感じた部分がございますけれども、こういうことを教育長が言ったら、上はどうかなと思いますけれども、ちょっと読ませてもらいます。

「国から出される解決策は現場感覚からほど遠いもので、実行性が薄いものばかりである。上級官庁からの業務量を大幅に削減するか、現場の要員数を増やすしか解決の道はない。」と。

解決策としては、私もこれは同感だと思います。けれども、現状じゃあ、これができるかとなると、じゃあ、要員を増やすとなったら、当然財源が求められるわけです。そうすると、上級官庁に向かって、あんたどんが要らん調査だとか報告書ば出させるけん、必然的に現場の教職員の時間外が多くなるんだということを、声を大に出しては言えない、やはり。それは、議会としても、この部分はやっぱり考えるべきだと思ったんですね。それは、請願とか、県の議長会とか、町村会もありますから、そういう中で地方の声をやっぱり出すということも大事かとは思いますが、恐らく、中教審の協議されることも余り期待されないほうが私はいいと思いますけれども、こういう思いの教育長はたくさんおられると思いますけれども、そういう中で、じゃあ、県が国に——文科省にこういうことを上げることができますか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたします。

ちょっと少し激してお話ししまして申しわけないです。

本当にこのような問題を提起していただいてありがたいなというふうに私は思っています。と申しますのが、結局、いろんな事件・事故が学校で発生します。台風が起これば台風、あるいは、渦巻きが起これば渦巻き、食中毒が起これば食中毒、ありとあらゆる注意が来ますね、指示が。それに対して、私たちは説明責任を果たさなくてははいけませんので、全て学校に対して「どうですか」と尋ねて、それを上に上げます。それを繰り返してはいますけど、これは全部、国民

が教育に対して説明責任を求めているんですよ。だからそういうふうになるんですよ。結局は、ぐるぐる回って誰がじゃあ、一番困っているかということ、現場の先生と子供たちだろうと私は思います。つまり、説明責任を果たすためには、物すごい膨大な量の事務量が要ということは、その裏側にあることはよく承知しておいていただきたい。だから、説明責任を果たさないとは言いませんよ。だから、その悪循環を断たない限りは難しいと思います。

よく欧米の教育システムと比較されますけれども、まず、子供の送り迎えは、先ほど学童出ましたけど、一切関係ないですね、学校は。送り迎えは完全に親の責任なんですよ。3時以降退校したら、どこで誰が何をしようが学校は一切関知しないんですよ。そして、3時以降については、スポーツは全部地域がやりますよね。すなわち、そういうシステムでもしない限りは、先生たちが本当に子供たちと向き合う時間があるかということ、ないですよ。子供の指導、それから、親からいろいろ相談を受けたら、それに対する指導、いろいろありますから、数え上げればきりがありませんよ。その上に、調査物が物すごく増えていまして、例えば、年間の学習指導要領、教育課程についてどんな授業をしていますかという調査が来ます。もう時刻表ぐらい厚いですよ。時刻表ぐらい厚いんです。事細かに全部チェックしなきゃいかんわけですね。それはやめてほしいと、我々としては上級官庁に、もちろん北筑後しか私たちの相手はありませんから言いますが、実は、それは全員がわかっていることなんですね。こんなことをいつまでもやっていたら、先生方は大変だというのはよくみんなわかっているけど、どうしても止まらないんですね。だから、せいぜい私たちができることは、町内における出張、あるいは研修、あるいは打ち合わせとといったものを削減して、今まで何十回かあったやつを2分の1ぐらいにする。それは私たちができることなんですね。

ところが、上から来る、雨あられのごとく降ってくる調査物については、出さないわけにはいきません。だから、それで必然的に私たちも大変ですし、日常業務、課長以下ですね、ほとんど毎日、事務処理に追われているという状況ですし、当然のことながら、現場もそれに非常に苦慮している。

ですから、私は、教育長会議が月1回ありますけど、このことについてはずっと上げています、何とかしてくださいと。県の教育委員会からは、全部じゃないですけど、年間に降りてくる文書の数が何千という数ですね。何千という数ですよ。それは全部が学校に行くわけじゃないですけども、とてもとても苦しい状況にありますので、長野議員にこの機会を与えていただいて、私がこのようにしゃべる機会を与えていただいたことは非常にありがたいと思っていますし、どうぞ先生方のそういった現状には御理解を賜りたいと思いますし、それが少しでも改善できるように、私としては最大限の努力をするつもりですし、上級官庁にも申し上げたいというふうに思っています。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 中学校の部活あたりも、かなり先生の負担になっているということで、外部の指導者を今度採用する方向になっていますけれども、実際、外部から採用するにしても、十分賄うことができるかどうかというのが私は疑問なんですけれども、そういう点はどう捉えていますか、大刀洗町では。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 今、外部指導者が何名か入っていただいておりますけれども、十分ではないですね。といいますのは、少し法の改正があつて、実は、外部指導者でもいいから、出張に引率についていけますよという法改正等もありましたけれども、何せ部活の数が多ございまして、全部を賄い切るのが町内にいらっしゃるとは限りませんので、一部例えば男子のバレー部ですかね、それとか水泳部については、休部というか、廃部の状況になっている状況で、指導者がおられれば、子供たちのニーズには応えられると思いますけど、残念ながら、今は十分ではないというふうに思います。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） この点については、最後に、よく問題の本質を捉えてあると思いますから、町の教育委員会でできる現場の教職員の負担に向けての取り組みも、いろいろ考えてあるだろうと思いますので、最後に、ありましたらどうぞ。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 特に中学校においては、部活動のノー部活動デーにつきましては、週2回をめぐり今話し合っているところで、1回は確実にやられていますので、2回お願いをしたいと。

それから、現在、私の命令でこうしなさい、ああしなさいというのは、私の考え方としては、やっぱり現場からどういうふうに上がってくるかが一番問題ですので、朝練についてもどうなんですかということが一つと、もう一つは、今、大刀洗中学校が数少ない全員部活制ですよ。ほとんどがどこも自由参加になっていますけど、それについてもそろそろ考え直すべき時期に来ているのではないかというふうに思いますので、教育委員会でやれることは、できるだけ削減したいし、時間内に終わらせることは全部、会議等も終わらせたいと思っていますし、部活動についてもこれから、今、校長と話しているところですけど、少しずつ詰めながら、先生方の負担ができるだけ軽くなるようにというふうに思っているところです。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） わかりました。

それでは、小項目の3番目に行きます。

教育に対する人の配置、これは少人数学級を初め、教育に対する人の配置ですね。それと、学校施設の過去耐震改修工事、それからグラウンドの緑化、それからプールの改修等、随時計画的に施設の整備をしてきておりますけれども、ただ一つ、この前から議会等でも、また、議会報告会、また、小・中学校のPTA役員さんとの意見交換会の中でも、やはりエアコンの設置と、トイレの、きれいになったところもありますけれども、まだまだ旧態依然として、用を足せばいいというほどのトイレもございます。そういった改修について尋ねたいと思いますけれども。まずその前に、先ほどは、県費負担の——教育長はもともと、課題の多い子が非常に増えてきた中で、やはり人を配置して十分な手当をしていきたいというのが基本的な考え方でございますけれども、あわせてそういう環境整備ですね、この点をお尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えいたしたいと思います。

まず、人の配置なんですけれども、昨年より、スクールソーシャルワーカーを配置いたしましたし、不登校児の対応等に積極的に動いてもらっているところです。

また、各学校には、支援員を1名、特別支援教育支援員を1名から3名、通級指導教室も今3学級ありますので、中学校には1学級ありますから、1名ずつ配置しております。

また、ボランティアにつきましても、200回程度の活用をしております。

おっしゃるように、子供たちが増えて課題が多くなると、どうしても人の手がたくさん必要になるということで、実は、今後見通されることとしては、今、アレルギー体質の子供たちがすごく増えていて、除去食をたくさんつくっているんですよ。その中で、今、中学校に1人栄養教諭と、栄養職員が菊池小学校に1人だけなんですけれども、とても状況的に間に合うような状況ではなくなってきているんですね。これはもうアナフィラキシーショックやら起こったら、本当大変なので、具体的に申しますと、栄養職員があと1名ぐらいいないと、小学校2校ぐらいじゃないと、1人4校というのは非常に難しい状況があります。

それとか、御存じのように、来年度から小学校においては、3、4、5、6、15時間ずつ増えた英語活動を行いますので、ALTが今、中学校に1人しか配置しておりません。それで、これについても、小学校担当のALTが必要ではないかと思ったりなどしております。

数え上げれば、非常に課題に対応しようと思えば、人的配置が必要になるということは御承知いただけたかと思えます。

一方、環境整備についてですけれども、本年度は、御存じのように、大堰小学校の特別教室、給食室の大規模改修を行います。来年度は、大刀洗小学校の北校舎給食棟の改修、それ以降は、中学校の南校舎の改修が残っております。

トイレの洋式化・ドライ化につきましても、ほぼ菊池と大刀洗中学校は終わっているという状

況です。これについても、他の学校についても進めていかななくてはなりません。

そして、何といても、今、議員がおっしゃったように、空調設備についてですけれども、これについても全くしないということは考えておりませんので、そういったさまざまな改修の順序性とかがありますので、財源の確保等もございますので、優先順位を含めながら、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今、財源等のお話もございましたけれども、大刀洗町は、県下で経常収支比率はトップでございます。町長もそのことは、一つの大刀洗町をアピールする要因としてお話をされておりますけれども、経常収支比率がトップでありながら、他の下位の市町村が空調設備もできている。小郡市は今度、特別教室までやるそうですから。そういった中で、大刀洗町はできないという理由はどういうことですか。町長にそれをお尋ねします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） できない理由というよりは、やらないというふうに考えておったんでね、これからは検討しますというふうに教育長が言ったように、順序立ててやっていくというふうに考えています。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 近隣市町村では、確かにほぼ完了したような状況になっていますが、県全体としては30%程度ですね、まだ。今年、新しい調査がありましたので、いずれ今年の後半ぐらいには調査結果がまとまると思いますが、現在のところ全国でも25%ぐらいですし、福岡県30%ぐらいということで、近隣が全部100%になっているからといって、福岡県が100%になっているわけじゃなくて、むしろ空調設備があるところは少数派でございます。

持続可能な町政ということを掲げて安丸町長が今されておまして、本当に私たちは人的支援についてもさまざま細かいところの支援をいただいて、35人以下学級も落としましたけど、あれは町長のやっぱり英断だったと思います。本郷小学校の2年生の35人以下学級については、町費単独でようございますかというふうに御相談申し上げたところ、よろしいということだったので、そういう細かい人的支援についていろいろ支援していただいておりますので、これが一定程度の目安がつかないと、なかなか次に空調というところまでには行かないのではないかというふうに思います。そして、申し上げておきますけども、未来永劫大刀洗町は空調は入れませんとは誰も言っていないので、それは御承知おきください。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） じゃあ教育長にお尋ねしますけども、先ほど人の配置の中で、町費

負担の教職員数は把握されていると思いますので、それをお答えをいただきます。

あと、町長には、この前、教職関係者との懇談会がございました。その中で、町長の挨拶で、「教育予算は十分手当します」というような御挨拶がありましたので、それに反するんじゃないかと。しないというのは、それは未来永劫にしないということではないというお話ですけども、できるだけ早い時期にやっていただきたい。教育基金もございますから。それは国の補助事業に乗せてというようなお話もありましたけども。整備したところは、そういう財源をほかから持ってきたところもあろうし、あそこの、自治体の規模としては全然違いますけども、千葉県の松戸市は、あそこはPFI方式で空調を整備、もうしていると思いますけども、何十億かかかっていますよ。うち辺でPFI方式でそういう整備の対象になるとは思いませんけど、規模が小さいからですね。何かやっぱりその辺は知恵を出して、やはり一日でも早く。教職員の町費負担の人数と、町長があそこで本心でないリップサービスで言われたのか、その点をお聞きします。

○議長（山内 剛） まず、安丸町長のほうから。

○町長（安丸 国勝） リップサービスではなくて、いや、「本心でやりますよ」というふうに言っているんですね。ただ、やっぱり事業をいっぱい、議員も御存じのとおり、今年もいろいろお金のかかることがあるんですね。ですから、一度に全部やるのは無理だから、順序立ててやっていきますと、そういうことです。

それで、今も教育長から要望がある分は、大体聞いていますもんね。ですから、これからも努力していきますから。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 町費負担の学校での職員のことですが、学校司書、特別支援員、特別学級の特別支援員と学校支援員等を含めまして、小学校で16名、中学校で8名となっております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 先ほどの教育長のお話では、英語も入ってくるから、またそういう人、給食の安全性も考えたら栄養士も増やさないかと。それで、それは町単費ばかりじゃなくて、先ほど、今度最終日、少人数学級の講師の分が県費のほうで、町のほうが減額、あれはそのとき質問しようと思いますけども、関連ありますから。あれは、国のほうが少人数学級35人以下学級を2年生まで認めたちゅう結果、県費が出てきたということでしょう。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） そうではございませんで、基本的に12月の時点では全くつくという話はありません。結局、県は一通り人を配置します、年度末に向かってですね。そして、自分たちで持っている加配の人数が、枠があります、国からもらったやつが。それをいろんなところの

要望があって配置していきますので、どうしても3月ごろにしか配置し終わらないのです。だから、35人以下になったところが全部どの市町村でも2年生は2人ついているかということ、そうではなく、三十何人のところもあると。要するに、35人学級は全市町村で達成されているわけではございません。どのくらいの割合になるかわかりませんが、市町村単費でやっているところもあります。それは2年生だけじゃなくて全学年とかいろいろ、市町村の財政事情によって変わりますが、少なくとも国の基準で小学校は2年生までは35人以下学級にしましょうという規定は全くございません。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 2017年の4月から2年生まで35人学級になったと私は認識していますけども、制度そのものはそういうふうになっていないわけですか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 基準は変わってありませんので、そのままです。運用面では確かにそういうことを積極的に進めようとはしていますが、法律改正までには至っておりません。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） わかりました。

それでは、エアコンについては先ほどの答弁のとおりですけど、保護者等の話では、まあエアコンもそうですけど、どちらかと言うとトイレの改修を先にしていただきたいという希望のほうが多かったです。これは金額的なものもエアコンほどはかからないと思いますけども。高学年になった場合、男子と女子トイレの間仕切りが上のほうがなくて、のぞこうと思えばのぞかれるとか音も聞こえると。そうすると、高学年になってくると、女性の児童たちは、やはりそういういろんな成長の過程で心身ともに非常に感受性豊かになって、そういう部分も配慮をされて、やっぱりトイレの改修は近々に行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長、一言。

○教育長（倉鍵 君明） おっしゃるとおりよくわかりますので、トイレ改修については、割りと優先順位は高く考えていきたいと思っています。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） それでは、次の項目に移りますが、前回時間足らずで残ってしまいました役職加算についてですけども、これは制度化された経緯と、大刀洗町で役職加算の合計ですね、これがどれぐらいになっているのか。というのが、意外と予算書の中でも見えずらいような部分でございますので、皆さん、制度がいいとか悪いとかは抜きにしてですよ、こういう制度があるということは認識していただきたい。我々議員も享受しているわけですから。その点について答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、役職加算とは、職員や議員などの特別職の期末手当や勤勉手当において役職段階に応じ加算した額を支給するものであり、本町職員の場合、主査の職務に100分の5、係長及び主任主査の職務に100分の10、課長、企画監、参事、主幹及び理事の職務に100分の15を加算して支給しております。

まず、1点目の制度化された経緯についてですが、本町職員の給与や各種手当等は、地方公務員法の規定に基づき、基本的に国家公務員に準じて支給しており、国の制度に準じて本町も制度化したものです。

次に、2点目の町における役職加算合計額ですが、職員の平成28年度6月支給分が422万7,623円、12月支給分が455万8,489円、合計878万6,112円となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 職員の支給分につきましては、今町長のほうが説明したところですが、議員さんの分が漏れておりますので、追加で説明させていただきます。

議員さんの分につきましては、100分の15が支給をされております。これは期末手当分でございます。12月につきましては、支給があわせて約63万円、6月分につきましては56万円、年間約120万円がこの加算分で支給をされておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 特別職の分も入っていますかね、これは。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 失礼しました。濟いませぬ。この職員分には特別職は入っておりませぬので、濟いませぬ、正確な数字は出しておりませぬが、約六十数万円ほどあるというふうに思っております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 特別職の部分は出していないと。議員のを出して、特別職は出さないうちゅうのもおかしな話でね。やっぱり公平に。ただ、数字としては、私が思ったより少額かなと思いますけども、これはもともと私が調べた限りでは、バブル期に官民の格差が余りにもできたもんだから、役職加算という制度で、これが国の人事院が、まあ人事院会を持たないところは100分の25、最高ですよ。ただ、立ち上げましたら良心的で、100分の15が最高にしと

るき、非常に良心的な加算制度だったとは感じます。

それと、これが昨年28年度までの予算書の中には、期末勤勉手当の備考欄に空白で何も書いていなかったです。それで、昨年こういう質問をするからちゅうことで、書いていないじゃないかと。それで、今年から加算制度あるとなっていましたのでちょっと驚きましたけども。大体こういう何か予算書の中でも、なかなか気をつけないと、議員の期末手当のところは1.15という計算式が出ているから、0.15が何だろうかと、やっぱり疑問に最初思われたと思いますけど、なかなか出てこない、そういうお金が。それはもうきちんと制度として条例の中にも規定の中にも町の、うたわれていますから。ただ、これが、官民格差を是正するためでやったのが二十数年ですね。制度の中でずっとまだ持続されとるちゅうこともおかしいんで、本来は月数でもうきちんとやっぱり手当すべきで。職員でつく方は5%から15%までの3段階、その下の方はつかない。それで、本来は、給与ちゅうのは、給料は勤務年数と役職でと変わってきますけども、これは大刀洗町は期末手当だけが対象になっていますけども、期末手当についてはやっぱり月数でやっているのに、それこそ役職加算ちゅうのは何かちょっと聞こえはいいけども、何か自分たちのためにお手盛りでやったような感じが見受けられますので、この辺は町でどうせいこうせいと、人事委員会持たないからできるものではないけども、その辺は、やはり皆さん役職加算制度があるちゅうことは認識していただいて、それと、予算書の中にも、よかったら5%、10%、15%の限度額で役職加算がつかますということはきちんと明示していただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 長野議員の今の御質問にお答えをいたします。

今言われてありますのは、予算書の巻末のほうに毎年給与費の明細書をつけております。その中の期末勤勉手当の欄に、職制上の段階、職務の級等による加算措置という欄がございます。今御指摘のように、昨年までその欄がちょっと空欄になっておりました。ということで、今年度からそこに役職加算ありというふうに記載をしておるところでございますが、今言われておりますように、記載の方法なり内容がわかりやすいように、今後は内容を検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、長野正明議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩といたします。午後は13時ジャストより再開をさせていただきます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、高橋直也議員、発言席からお願いします。高橋議員。

9番 高橋 直也議員 質問事項

1. 消防・防災の危機管理について

2. 国旗・町旗について

○議員（9番 高橋 直也） 皆さん、こんにちは。議席番号9番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め随時質問を行ってまいります。

防災に関して、私の前回の一般質問で、防災対策について質問いたしました。その中で、全国瞬時警報システム、いわゆるJ—ALERTについて触れ、弾道ミサイルなどの情報伝達をお話しました。町民からも「ミサイルの質問なんて」と話がありました。この中にも、そのようなことはないと思った方もいたのではないのでしょうか。しかし、どうでしょう。北朝鮮のミサイル発射で東京メトロが全線とまるなど、徐々に弾道ミサイル着弾が現実的な話になってきているのではないのでしょうか。行政とは、災害を想定し、起きる前に準備を整えておくことが重要なはずで

す。

そのような中、消防・防災に関して、まず防災組織についてお伺いいたします。

我が町の消防団員の人員定数は100名と聞いています。しかし、現在96名ということで、なぜ定員に達していないのでしょうか。第4次大刀洗町総合計画の第3節において、就業形態の多様化により消防団員の確保が困難と書かれておりますが、消防団員の就業状況は現在どのようなになっているのでしょうか。また、定員が達していた時期と現在の就業形態の変化にはどのような違いがあるのか御説明ください。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 高橋議員の今の質問については、担当課長より答弁させます。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、消防団員の現在の加入人員ですけれども、条例定数100名ですけれども、実際は96名、4名の不足がございます。この4名の不足につきましては、第4分団において4名の不足が生じているところです。ただし、これについては、随時地元の4分団及び区長さんのほうにお願いして、早期に補充のほうをお願いしているところでございます。

次に、就業体制でございますけれども、消防団員96名の中で公務員等が15名ほどおりまして、

その他につきましては、自営及び通常の勤務者、サラリーマン等がございます。自営につきましては、約10名ほどが自営だったかと思っております。

この消防団員の減少でございますけれども、消防団員の最も多かった時期が200万人と言われております。全国で200万人の消防団がいた時期がおそらく昭和30年から40年代にかけてありまして、それから、就業体制及び社会情勢の変化に伴いまして徐々に減少してきておりまして、現在は86万人が消防団員と言われております。ただし、これから消防団員を増やすためには、一応キャンペーン等も行ってございますけれども、国の施策としましては、女性消防団員の増加及び一般・学生の消防団加入という方法で団員を増加しているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 団員が不足しているということは、十分に防災組織として機能が発揮できないのではないのでしょうか。全員が出動しないと発揮できないと言っているわけではなく、さまざまな事情により初動で動けない団員もいるのは重々理解しています。しかし、それを考えての定数人数100名なのではないのでしょうか。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、消防団員の活動でございますけれども、これはもう文字どおり、火災の消防が最も一番の任務と考えております。そのほかの業務としましては、水防ということで、これから出水期に入りますけれども、水防団としての活動と、次に、地域防災力の向上ということで、防災のほうにも力を入れていただくと。ただし、防災につきましては、トップとしては町役場の災害対策本部が基準にありまして、この体制に基づきまして、防災機関の一つとして一応消防団も上げられておりますので、消防団の最も主な目的としましては、災害もございませぬけれども、火災が一番だと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 災害は昼夜を問わずに起こります。今までに町の職員で構成されている本部分団が、小中学校に出向いて防災授業や防災訓練を行われた経緯等はあるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 町の本部分団が組織されて3年を経過しております。この中で女性消防団員が、本部分団10名中3名が女性消防団で活躍をしていただいております。この3名の女性消防団につきましては、3年か2年前より消防署からの依頼を受けまして、消防署のほうに女性消防団員が行きまして、24時間——1日6時間の4日間もしくは1日4時間の6日間、要するに、24時間の救急救命の研修を受けた後に、応急手当普及員という資格を取得した後、

小中学校においてP T A主催のプール開放等に対応するための救急救命講習会の依頼が三井消防署のほうにありますので、そこでお手伝い、支援もしくは指導という形で、小中学校のほうに救急救命の講習に出かけています。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） すばらしい取り組みだと思います。今後もぜひ継続的に、内容も変化させ、続けて行ってもらいたいと思います。

次に、消防団員の集合場所についてですが、消防団の各詰所の建物の耐震基準は満たされているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 消防団につきましては、本部分団から4分団まで5つの分団がございまして、それぞれ5カ所の格納庫があります。格納庫にはポンプ車を収納する場所と、あと職員が休憩もしくは食事をする場所がございまして、そこ全体を格納庫と申し上げております。格納庫につきましては、一番古いのが昭和55年建築の格納庫と、それ以降につきましては、昭和56年以降の建築物が4つございます。建築基準法の耐震基準が設けられていませんでした昭和56年以前の建築物につきましては、第4分団の格納庫が昭和55年建築でございますので、その1つが該当をしております。これにつきましては、現在のところ耐震の調査はしておりません。ただし、以前、分団長のほうに、近接目視において格納庫について何か障害もしくは気づいた異常な点がないかということで調べていただいたところ、特に支障なしという回答は得ております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 耐震基準の検査を早急をお願いしたいと思います。消防ポンプ車や機械類も保管している大事な場所なので、ぜひよろしく願いいたします。

また、総合計画に消防団員の就業形態の多様化と記載されているように、就業形態のみならず、団員、特に若い世代は私たちの年代とライフスタイルも考え方も変わってきています。農業では助成金が削減される中、国の指針として儲かる農業を目指し、気象状況の変化も伴い、昔よりも忙しくなっています。家庭においても男女平等参画社会を目指す中、家事の分担や育児の参画などに自由に時間を使えなくなってきています。昔と違い、さまざまなことが変化ってきています。

しかし、そのような中、消防団の任務は多様化しています。訓練や行事は昔のままで、これでは団員もふえないのではないのでしょうか。消防団員の負担軽減について、今後町としての対応を期待して、この質問を終えたいと思います。

次に、第4次大刀洗町総合計画の中で、基本計画第1章第3節施策の内容(3)にて、「災害発生が予測される時、また発生時に住民避難が迅速かつ適切にできるよう防災行政無線を整備します」と書かれていますが、2009年に計画され2018年で期限を迎える第4次大刀洗町総合計画の中、なぜ今まで防災行政無線を設備しなかったのでしょうか。以前質問した際、担当課長のほうから、「町においては町の広報車、消防ポンプ車、あと民生委員による電話連絡、町のホームページ、フェイスブック、防災メール・まもるくんによる伝達、あと携帯電話を通じた緊急速報のメール等で情報伝達はしております。防災行政無線を設置していないというのは、町の優先順位の中で、まだそこまで優先順位が高くなかったということで設置がされていない」との答弁をいただきましたが、前回の答弁同様、今後も必要ないとの認識でよろしいのでしょうか。よければ町長の御意見として聞かせてください。

○議長(山内 剛) 安丸町長。

○町長(安丸 国勝) つけていないところは、もう多分大刀洗町ぐらいだろうと思うんですけども、実際その防災無線をつけても、本当に災害が起きたときに、ほとんど役に立っていない。24年の九州北部豪雨のときも柳川あたりが大洪水になりましたけど、そのときももう全然役に立っていないですね。ですから、私は大刀洗の地形上からしても、どうしても無理してつけるというか、そんなことは考えなくていいのではないかなというふうに考えています。

○議長(山内 剛) 高橋議員。

○議員(9番 高橋 直也) 平成25年、内閣府より避難行動支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が出されています。昨年の台風10号の被害で、岩手県岩泉町の高齢者グループホームの入所者9人が亡くなったという痛ましい事件が起きました。大刀洗町においても、要介護支援者を含む高齢者がいつ水害等の被害に遭うかわかりません。

そのような中、町として要介護支援者の避難誘導策はどのように計画されているのでしょうか。

○議長(山内 剛) 重松地域振興課長。

○地域振興課長(重松 俊一) 国の指針としましては、以前は避難勧告におきまして、まず避難準備情報を発令し、その後、避難勧告、避難指示と、徐々に強制力のある避難勧告を出すようにという指摘がありましたけども、先ほど議員がおっしゃられました岩手県の老人ホームの事故の以降、避難準備情報を躊躇することなく早めに出しなさい、もしくは、夜間であってもそういう危険があれば避難勧告、避難指示等を発令しなさいという勧告に変わってきておりますので、町の災害対策本部としまして、今まで以上に早期に水位の上昇もしくは気象条件の変化に伴いまして、避難準備情報及び避難勧告等を早期に発令していきたいと考えております。

○議長(山内 剛) 高橋議員。

○議員(9番 高橋 直也) 先ほども申しました内閣府の避難行動要支援者の避難行動要支援に

関する取り組み指針の第4、個別計画の策定項目の中で、「地域の特性や事情を踏まえつつ名簿情報に基づき、市町村または民生委員等が中心となって避難行動要支援者と打ち合わせをし、具体的な避難方法等について個別計画を策定すること」とありますが、町内の避難行動要支援者の名簿の作成は行われているのでしょうか。また、避難行動要支援者の個別計画は策定されているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 名簿の作成はできております。また、今年度中にも見直しを計画しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 名簿はできているということですが、その中で、避難行動要支援者の個別計画のほうは策定されているのでしょうか。例えば、足が悪い人とか耳が不自由なひととか、そういった人を個別に安全な場所へ避難させるような、そういった計画等はきちんとされているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 個別の計画は策定はしておりませんが、地元の民生委員さんによって名簿作成環境は進められておりますので、民生委員が個別の、この人はこういう状況で、足が不自由な方とか、いろいろ情報は把握してありますので、それに基づいて避難の支援を行っていただくようにしておる次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） それでは、町のほうでちゃんとこの避難行動要支援者のことは把握されているということでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 町としましては、民生委員を中心にそういう方を把握しているというふうに考えてもらって結構だと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） わかりました。よろしく願いしておきます。

内閣府の避難行動要支援の避難行動支援に関する取り組み指針の中の第3（1）に、避難のための情報伝達の項目に、「防災無線や広報車、携帯端末の救急メールなどの複数の手段を組み合わせるとともに、障害区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと」と記載されて

います。国の審議も、冒頭に防災無線が上げられています。確かに全世帯に防災行政無線の設置が私は望ましいと考えておりますが、先ほどの町長答弁の中でも、余り役に立たないだろうということがあったんですけども、要介護支援者の方がいる情報伝達が困難と思われる世帯だけでも、優先的に防災行政無線の設置に取り組みたいかでしょうか。例えば、目の不自由な方には、防災無線にて自宅内での音声での情報伝達や、耳の不自由な方には、防災無線のケーブル等を活用し光点滅などの信号で情報伝達が必要ではないのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、お答えいたします。

まず、防災行政無線の屋外拡声器につきましては、平成24年の北部九州豪雨のときもそうでしたけども、デメリットがございまして、通常であれば一つの拡声器から半径4キロ、5キロは聞こえるんですけども、大雨で音が遮断されている場合には、もうほとんど聞こえないと。そういうときにどう対策するかというのが新たに出てきたのが、この戸別受信機というやつでございまして、これは何かと申しますと、携帯ラジオもしくは置型のラジオがありまして、こういう緊急事態には、町のほうから無線を飛ばすと自動起動しまして、ラジオではなくてこの防災放送が鳴るという仕組みがあります。今議員がおっしゃられましたように、目の不自由な方はラジオを聞くとして、耳の不自由な方はランプが点滅するとか、そういう緊急事態を視野的な環境で知らせるという部分がございます。その戸別受信機につきましては、通常であれば屋外拡声器の届かない範囲、もしくは各行政区の代表、民生委員さん、もしくは障害者の方に配布している市町村もございますので、今後、町が防災行政無線及び戸別受信機をどういうふうに整備していくかは、今後の課題検討となると思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 先ほどの質問、ちょっと私のほうが悪うございました。防災行政無線を個人宅にじゃなくて、その戸別受信機のことです。戸別受信機を目が不自由な方とか耳が聞こえないような方に早く取り入れてもらって、安全で避難ができるような体制をしっかりとっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

前回の私の一般質問で、小石原川の堤防についてお話しましたが、昨年、麻生太郎副総理に要望書を提出させてもらった結果、昨年度の補正予算また本年度の国の予算にて、現在工事業者も決まり、本格的な小石原川堤防護岸強化工事が栄田橋から菅野橋付近まで始まっております。これで一つ防災対策としてのハード面整備のめどが立ちました。しかし、そのほかにもまだまだ多数の危険箇所があるのではないのでしょうか。

また、町のハザードマップを見ますと、避難所に指定されている半分近くの箇所が水没地域になっております。この点に関しても、住民の安全を守るため避難経路の確保と避難所の浸水対策を考えなければいけません、町としてはこのような問題をどのように認識、把握されているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、指定避難所の件でございますけども、町では指定避難所を13カ所設けております。今議員が言われたように、大堰地区においては、大堰小学校及び大堰小学校の横の大堰交流センターが指定避難所となっております。ただ、ここが水没するんじゃないかという御質問でございますけども、大堰の校区の校区民の方が、水位が上昇した佐田川もしくは小石原川を渡って、こちらの役場のほうに避難するのは大変危険でございますので、町としては、第1次避難所としまして、まあ水没という言葉がありましたけども、その危険性のある大堰交流センターもしくは大堰小学校を指定避難所としております。ただし、これにつきましては、水位が上昇してきた場合には垂直避難という方法がございまして、大堰小学校であれば2階もしくは3階に避難すると、そういう形で考えておりますし、ある程度水位が上がってくると、今度は自衛隊のほうに応援を要請しまして、船によって搬送という形で対策を考えておるところでございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 先日、国土交通省の筑後川河川事務所のほうに出向いて、今の集中豪雨とか異常気象の中で、我が大刀洗町がもし異常気象とかで水位が上がったときに、どの辺まで水没、水浸するののかというちょっとマップを見せてもらったんですよ。そうしたところ、筑後川からこっちは本郷地域の甲条付近ら辺まで浸かるようなマップでした。町のほうとしては、この町のハザードマップ、特に水害に関しての基準なんですけども、これは28年の水害を基準にされているのでしょうか。もしそうであるのであれば、今ちょっと気象とかもすごく変わりつつあります。また昔と川の地形とかも変わっていると思いますので、国土交通省、国や県との連絡を密にしながら、ハザードマップの見直し等々をお願いしたいと思っているんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、水害につきましては、国土交通省河川事務所の所長以下、副所長、担当課長、約七、八名が、毎年1回、町長を含めた地域振興課及び建設課の担当職員と意見交換会をしております。その中で、国土交通省河川事務所のほうから、筑後川の現状及び防災対策等について説明をされた後に、町のほうから要望を上げまして、そこで意見交換をして、約1時間ほど協議して終わっている状況でございます。その中で、昨年より、確か栃木県かあち

らのほうの鬼怒川が反乱したときに、その過程、それに基づきまして、国土交通省の河川防災基準が非常に変わりました、今まで浸水しないところを浸水する、要するに、浸水被害を最大限に考えたところでの防災計画を国土交通省もつくっておりますし、市町村にもそのような状況で説明をされてあります。

町としましては、河川の水位、例えば、小石原川もしくは佐田川、筑後川についての河川の水位の危険情報につきましては、例えば、3メートル、5メートルで避難準備とか、8メートルで何とか、そういうのは、まず国土交通省がその水位を決めます。その水位を決めた段階で、町のほうも避難勧告の判断基準にしておりますから、国土交通省の指導のもと、町のほうも避難勧告マニュアル及び水防計画に基づいて、適切な対応をとっていきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） じゃあ1点だけ。町のハザードマップ、特に水害についてのハザードマップを見直した一番新しい時期はいつでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 最新の見直した時期は、平成25年に作成しました分が最終的な見直した分でございます、全世帯にこれは配布しております。ただ、今これはもう全てなくなりましたので、また本年度予算で約1,000部ぐらい増刷して、新転入者及び希望者のほうには配布しようと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 用心に越したことはありませんので、しっかりとしたハザードマップを作っていただきたいと思います。

最後に、国旗・町旗の質問に移ります。

私が町議に当選し、2年が経とうとしています。しかしながら、当選直後より私は違和感を感じることがあります。それは、議場に国旗・町旗の掲揚がなされていないことです。国旗とは国家を象徴する旗のこと。学校、議会、裁判所、国際的な会議など公的事業や公的機関で掲揚され、また、その国の国民によっても掲揚されるとあり、町旗についても同じ意義だと考えております。しかし、掲揚している箇所にはばらつきもあるように感じます。町としての国旗・町旗の意義についてどのようなお考えがあるのでしょうか。国旗・町旗に関して、何か町のほうで提起はあるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 国旗・町旗の意義、考え方について答弁します。

国旗については、平成11年、国旗及び国歌に関する法律が制定され、これまで慣習として定

着していた日章旗が、法律上国旗として正式に位置づけられたものであります。また、町旗については特段の規定等はありませんが、昭和47年に公募の上定めた調書をもとにしております。

国旗の意義、考え方についてはさまざまな考え方があると思いますが、国の象徴として法律で制定され、国・県を初めとする公的機関での国旗掲揚の実情や、国民の間でも国を象徴する表記として掲げられていること、また国際的にも認識されていることから、国旗については国の象徴として尊重し、敬意を持って厳粛に取り扱うべきものと考えております。また、町章は町の融和をあらわすとともに、将来に向かって飛躍と発展をする町を象徴したものであり、町旗についても、町の象徴として公務等に関し、あらゆる場面に活用する一方、敬意を持って取り扱うべきものと考えております。

国旗は、世界各国において国家の象徴として大切に扱われており、公的機関、公的行事等において掲揚されています。本町におきましても、国旗及び町旗の掲揚については、庁舎及びドリームセンターに掲揚するとともに、公的行事等においても掲揚しております。高橋議員が言われているように、この議場にもということであれば、その辺は議会のほうで検討していただければと思います。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 私も議会にて議場内の国旗・町旗の掲揚実施に向けて、今後議論を行っていきたくと思います。町のほうでも、ぜひ国旗及び町旗に対する認識を統一して、取り組みを実施していただきたいと思い、今回私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（山内 剛） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、10番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

10番 平山 賢治議員 質問事項

1. 次期総合計画策定について
2. 2棟目の定住促進住宅建設事業について
3. 子育て支援の諸政策について

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、国政におきましては、ますますの政権の暴走が加速しておりまして、経済問題や所得・貧困格差のみならず、憲法を踏みにじり国民の基本的権利を制限し、国民全体を監視する法整備が次々に強行をされております。特定秘密保護法、安保法制、そして今回の共謀罪強行、さらには教育勅語の活用を否定しないなど、まさに戦前の日本への回帰そのものではないでしょうか。国民の耳と口を封じ、戦争へ邁進する国づくりであります。

他方、政権は我々多数の国民には増税、負担増の連続でありながら、政権周辺のごくごく一部の仲間には公金を大盤振る舞いする私利私欲にあふれた政治と言わなければなりません。こうした政治のもとだからこそ、いかに住民の暮らしと福祉を守るか、地方の生活を豊かにしていくのか、自治体の役割はますます重大な時代となっています。町長及び町執行部におかれては、住民福祉の増進のため、ますます御尽力いただきたいと切に願う次第であります。

それでは、質問の第1点目でございます。町総合計画についてであります。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画とされております。平成29年度の新規事業といたしまして、町総合計画策定事業、今年度は500万余りが計上をされております。第4次総合計画が平成30年度で目標年次を迎えることから、社会情勢や町の現状を把握した上で新たな総合計画を策定するとのことでもあります。申し上げましたように、これまで町の総合計画は自治体の最上位の計画として位置づけられてきたと認識しておりますが、今回、次期についての総合計画策定を予定するということであり、その基本的な方針として質問をするものであります。

第1に、策定スケジュールと方針について。2つ目に、現時点における町の重要政策をどう考えていらっしゃるか。3点目に、第4次総合計画の到達と課題を本計画にどう反映させるか。4点目に、住民意見を計画に反映させる手法について。5点目に、政策後の進捗管理についてであります。以上、5点につき答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えします。

まず、1点目の策定スケジュールと方針についてであります。

現在の第4次総合計画は、私が町長に就任した平成20年度に策定に着手し、みずからが守り育てる豊かな活力ある大刀洗を目指す将来像として平成21年度に策定したものであり、現計画の期間が平成30年度までとなっていることから、今年度から次期計画の策定に取りかかり、来年度までに策定することとしております。

今年度については、社会情勢や町の現状分析、住民アンケート、各地域におけるワークショップを実施する予定であり、現計画の進捗を踏まえた上で審議会を開催し、次期計画の骨子を策定したいと考えております。

来年度については、この骨子に基づき、各分野における施策を検討した上で審議会で審議を行い、議会にも報告しながら計画を策定していくこととしております。

次に、2点目の現時点における町の重要施策について答弁いたします。

現在、第4次大刀洗町総合計画、大刀洗“よかまち”創生プロジェクト及び私の第3期目のマニフェストに基づき、各種施策を実施しているところであります。その際、いつも申し上げてお

りますとおり、大刀洗に住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを目指して、子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康増進、地域コミュニティの活性化に重点的に取り組んでいるところであります。

次に、3点目の第4次総合計画の到達と課題を本計画にどう反映させるかについて答弁します。

現計画におきましても、施策ごとの達成度については、数値目標が設定可能な施策については数値で成果指標を設定しており、今年度、各施策や事業の進捗状況を把握することとしております。

次期計画への反映については、この進捗状況を踏まえ、現計画の課題を抽出するとともに、社会情勢や町の状況の変化や今後の展望等も踏まえ、廃止、縮小するものや引き続き取り組むもの、今後新たに取り組んでいくべきものなど、選択と集中を図りながら計画に位置づけていきたいと考えております。

次に、4点目の住民意見を計画に反映させる手法について答弁いたします。

先ほども申し上げましたとおり、策定に当たっては、住民アンケートを実施するとともに、各地域におけるワークショップを開催し、10年後の平成40年度にこの大刀洗町がどうあってほしいか、その将来像について住民の皆さんと一緒に考えていく機会をつくりたいと考えております。また、住民の皆さんにとってより身近な地域、校区の将来像についても描いていくことが望ましいと考えており、地域別計画の策定についても検討をしているところであります。

次に、5点目の策定後の進捗管理について答弁します。

策定後の進捗管理につきましては、職員だけではなく住民の皆さんにもわかりやすい成果指標を設定し、その達成度についても適宜住民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） では、順次再質問をさせていただきます。

まず、策定の1点目のスケジュールについてであります。平成30年度においては審議会や議会へも報告を行いたいということですが、御承知のように、総合計画というのは、平成23年にこれは地方自治法が改正をされまして、法的な策定義務がなくなったところであります。そうしますと、今度また10年たったから作成するというお話なんです。これが作成の法的根拠が何であるか、そして、また引き続きこの作成、これがもし策定された場合に、町の最上位計画として位置づけていくものなのかと、まずその前提のほうをお聞きしたいんですけれども。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地方自治法改正に伴いまして、この総合計画の策定義務がなくなったということですが、町としては、引き続き町の最上位計画としてこの総合計画

を作成する予定で計画をしております。その下に国土利用計画及び、その下に都市計画及び農村整備計画等がございますので、あくまでも町の最上位計画として策定する予定にしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 今日、地域振興課長さんは大変お忙しい、ずっと答弁続いておりました御苦勞をお察ししますけども、もうしばらくお付き合いください。よろしくお願いします。

そうしますと、他自治体の状況を見ておりますと、地方自治法による法定根拠はなくなったものですから、これを最上位として位置づけて行政運営を行うんだということですか、そもそもこの総合計画を法的根拠がないんだけど、また作成するということだから、法的な根拠の作成というものが私は必要になってくると思うんですよ。よそを見ておりますと、例えば、基本構想の策定に関する条例を制定し、この中で最上位計画として位置づける、あるいは、自治基本条例の中で位置づけてくるということもあろうかと思いますが、今とりあえずちょっと総合計画に対する法的なものがないんですね。町においては審議会規則等々はあるんですけども、これを最上位計画と位置づけるのであれば、その点についてのまず法的整備というのが必要と思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の質問にお答えします。

議員御指摘のように、地方自治法の改正によりまして、総合計画については、法律上は策定する義務はなくなったところでございます。しかし、先ほど担当課長のほうから答弁させていただきましたとおり、従前どおり大刀洗町においては、最上位計画マスタープランとして策定をいたしたいと思い、今年度の当初予算にも計上させていただいているところでございます。この策定に当たって特段の、例えば、条例制定であるとかということについては、今のところ考えておりません。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 平成23年の地方自治法の改正により基本構想を定め、これに即して行うようにしなければいけないという4項が削除されまして、それと同日に総務大臣の通知が行われまして、改正法の施行後も地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であることという旨の通達が行われておるわけです。したがって、これについては、引き続き最上位計画として位置づけていくのであれば、関係法令を整備した上で、当然議会の議決を諮るような法整備も行うべきであると私は考えておるんですけど、そこら辺はちょっと、今御答弁がそういうふうにあったんですが、少し法的な検討を加えられてみてはいかがかと思うんですけど、

でしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） まず、法的根拠を確認させていただいた後に、議員が言われるように、町の最上位計画として計画を策定するのであれば、議会の議決が必要ということを地方自治法の法改正後に通達であるということであれば、そこ辺を確認させていただいた後に、法的根拠の条例の作成等につきまして今後検討させていただきまして、ともかく町の最上位計画で整備する予定にはしておりますので、その方向で進めさせていただきたいと思ひますし、議会のほうの御協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 実は、制定そのものに反対しているわけではありませんが、きちんと最上位計画として位置づけられれば、それなりの法的根拠と、それと、当然において議会への説明ということは当初先ほど答弁がありました、議決をもって、やはり最上位計画として初めて執行していくということが必要であろうかと私は思ひますので、そこら辺の法的検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点は、先ほど答弁にもありましたが、“よかまち”創生プロジェクトというものがつくられておひまして、これは議会の議決を経ないわけでございますが、今後総合計画をつくる場合においては、当然この“よかまち”創生プロジェクトとの整合性というものがやはり問われてくることになろうかと思ひますが、その辺についての見解はいかがですか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） “よかまち”創生プロジェクトにおきましては、地方創生の町の総合戦略の一つとして制定しているわけござひまして、平成27年12月に策定し、議会の議決は得ておりませんが、一応議会のほうには御説明したところでござひます。平成27年から5カ年計画でこのプロジェクトの事業に取り組んでおひますので、全て一致というわけではござひませんが、もちろん“よかまち”創生プロジェクトの事業計画及び総合計画は、整合性は図らなければいけないと考へておひます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 4点目の住民意見の反映方法についてお尋ねしますが、住民アンケートの実施、それからワークショップ、また審議会への諮問等を考へると、予定しているとのことですが、具体的には、住民アンケートというのはいかなるような規模で行われるのか、またワークショップについては対象者、あるいは開催規模、どのようなことに行われるのか、その点を確認してよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 住民の意見を計画に反映させる手法の一つとしまして、この住民アンケートにつきましては、一応町民、約1万5,000の10分の1の1,500人にアンケートを配布して、住民の意向を確認したいと思っております。

それと、ワークショップにおきましては、4つの校区センターにおいて、それぞれの地域づくり委員会とかそれぞれで活躍されてありますので、メンバーにつきましては地域にお任せして、校区センターのほうでワークショップで意見を吸い上げたいと考えておりますし、その他の団体としましては、子育て世代の団体、例えば、中央公民館サークルの団体等にも意見を聞きたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これにつきまして、議会のほうでも、毎年の議会報告会などで住民の方からも多数耳の痛い御意見をお聞きすることが多いんですけれども、世代間ごとにやはり全く要求事項が違ってくることが多いですので、こうしたものの構成に当たっては、世代間のまんべんなく意見を聴取するという機会をやはり保証していくということ、それから、この総合計画の策定に当たっても、やっぱり住民の方から人口の動態が今後どうなるのか、やはり過大な見積もりじゃなく、10年前には確かに人口減少するというところで総合計画に確かうたってありました。また、ところが、自治体によっては、やはり人口がなかなか減らないとかいう、少しちょっと過大な見積もりをとっていらっしゃる基本計画もあって、やはりそれは悲観にさらされておりますので、やはり現実的な数値をもってどういうふうに策定していくか、その具体化が求められていると思います。よろしくお願いします。

そして、やはりこれまで自治体の総合計画の制度そのものに対する疑問の声もありました。総花的で具体性に欠け、交付金獲得の手法であるとか、市町村長の任期と合わないため実効性がどうなのかといった御意見もありました。しかし、そうした課題を克服しつつ、町の基本計画として位置づけるならば、これまで述べてまいったような制度づくりというのは必ず必要だと考えております。もちろんこの総合計画につきましては、議会に投げかけられた課題でもあると認識をしております。議会としましては、各種審議会や町長の諮問機関への委員就任を辞退をしておりますが、これは議会がかかわらないという意味ではなく、議会は議会の機能として、諮問機関ではなく、独自に行政提案の検証を行っていくという意味であります。議員各位におかれても、その点十分御承知おき願いたいと思います。

述べてまいりましたけれども、まず、その法的なところの法整備であると。それから、町の議会の議決をもって、やはり町の最上位計画として位置づけていくと。このことについて十分御検

討を今後いただきたいと思います。

1 問目は以上でございます。

大きな2点目でございます。2棟目の定住促進住宅の建設事業であります。

これについては、これまでの議会でも、たびごとに述べてきたところであります。特に今回質問したい質問の部分が、大きく2点であります。将来にわたる町の財政負担見直しはどうか。またリスク負担についての検討はどうかということであります。それから、2点目につきましては、土地取得にかかる説明資料の変遷について、町長の見解をお伺いしたいところであります。

以上、2点について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、まず1点目の財政負担見直しとリスク負担について答弁いたします。

本事業については、設計、建設、維持管理までを一括して行うPFI方式で実施することとしており、3月議会等でも説明しましたとおり、施設整備費に対する国からの交付金及び入居者からの家賃収入によって事業費を支払うことができると試算しており、基本的には財政負担は生じないものと認識しております。

なお、1棟目のスカイラーク菊池につきましては、おかげさまで満室の状態であり、家賃収入と建設費カット分及び維持管理費の収支差し引きのプラスは、当初予定していた250万円を大幅に上回る560万円となっております。

次に、リスク負担については、入居率の低下リスクについては、PFI方式固有の課題ではなく、通常の公営住宅でも生じる課題であると考えております。また、町とPFI事業者とのリスク分担につきましては、国のガイドラインに基づき、想定されるリスクをどちらがより適切に管理することができるかを判断基準として、全国地域PFI協会が策定した標準的なリスク分担の考え方を使用しているところです。

次に、2点目の土地取得にかかる説明資料の変遷について答弁します。

4月及び5月の臨時議会において、上高橋定住促進住宅整備に係る土地の取得について、担当課長がその経緯を説明する中で、物件保証の算定期間について、当初十分に確認しないまま不正確な説明を行い、議会での審議に混乱を生じさせたことについては、議員の皆様にお詫びと訂正を行ったところであります。本人へは、今後議会への説明に際しては、十分に確認した上で正確な説明に心がけるよう注意をしたところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ただいまの答弁におきましては、財政負担は基本的に生じないと

ということですか、あるいは、1年目の収支についての報告がありました、再三議会でも指摘がっておりますように、30年間の財政負担見通しがどうかという点で、リスクが非常に高く、見通しも厳しいのではないかとこのことが言われているわけでございます。例えば、1棟目の住宅については、30年間90%以上の入居で回収も含めた長期収支が成り立つとする試算であります、これ自体もう賃貸住宅運営の現状には即さない過大な収入見積もりではないかという指摘がなされているところであります。さらに今回においては、土地取得費が新たに上乗せされていることと、1棟目と周辺環境も異なることから、さらに慎重な財政判断が求められるところではないでしょうか。30年間にわたる債務負担行為の収支見通しについてはどのように考えておられるのか、再度答弁ございますか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず前提として、町なりが公共事業としてつくる町営住宅にしても何にしてもそうなのですが、これをPFIでつくらなかったとして、通常の建築方式でつくったとしても、入居率が下がったときの町の負担というのは生じるところでございます。基本的に町が公営住宅をつくる際には、国等の補助金ですね。残る部分を単費で出すか、あと入居者の利用料で負担しているところでございます。入居者の利用料が減ると、その分が、単費が増えていくということでございます。今回、PFI住宅というのが30年間の事業期間がございますので、その事業期間で、先ほど来お話がっておりますように、9割の入居率が確保できたならば、その単費の負担がなくなるという試算を申し上げているところでございまして、それをリスクと言われても、通常の公営住宅、PFI方式でなくても、当然それは起こり得る事例でございます。

それから、今回、事業期間30年でございますので、30年経過後も、おそらくこれは公営住宅として使用可能でございますので、30年目以降の賃料というのは当然入ってくるわけでございますから、その賃料でまた入居率がもし仮に落ちたとしても、その負担分というのが償還できると。PFIというのは、要は、建設費を建設時点で一気に町が負担するのではなくて、30年で、何というんですかね、町の財政負担を平準化するためにやっている事業だというふうに理解しております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） それで、民間の事業と比べても高い入居率で、家賃が同額のまま試算した場合に、財政負担が生じないという説明が果たしてそのPFIのメリットとして妥当なのかと、それは正確なのかということが問われているんです。今、副町長の答弁にもありましたように、要するに、入居率が下がったり賃料が下がってくれば、当然財政負担は生じてくる可能性があるんで、当初の町長が基本的に財政負担が生じないという答弁と、これは矛盾してくる

のではないかというのがもう当初からの話なんです。ですから、町のPFIの事業説明というものは、財政の負担が生じないと。国と民間の資金によってなされ、この高い入居率が維持されるので、非常に有利な制度であるということで、これが目玉として行われているので、その前提が間違っているのではないかということで再三他の議員からも指摘しているところであります。

それで、PFIの構造的な問題というのは、やはり申し上げないといけませんので、そもそもPFI方式が自治体にとってメリットがあるのかと。民間が銀行から資金借りて建設運営するわけですが、金利は自治体のほうが低いと。民間はリスクも高く、金利も高いという問題があります。それから、PFIによりサービスはよくなるのか。企画提案が必要であれば、プロポーザル方式もあると。それから、何より自治体の財政負担を軽くすると、もしくは負担が生じないという答弁があるんですが、そもそも予算そのものが俄然安くなるわけではありませんし、当初より建設業者が参加するため、むしろ高価格におさまってしまう制度ではないかという懸念があるわけでありまして。また、民間にとりましても、契約制度の複雑性やリスク負担の問題で、対応可能な業者が限定される可能性がある。これは行政側の説明資料にも書かれている問題であります。私どものほうで九州内の同様の受注状況を見てみましたが、ほぼ同じ構成の企業体が受注している現状であります。1社のみ応募、多くとも2社による応募がほとんどであり、基本的に競争原理の働いていない制度と言えるのではないのでしょうか。その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 競争原理が働いていないという御意見でございますけども、町としては、この今回の上高橋地区定住促進住宅整備事業につきまして、3月から事前説明を行いまして、4月、5月で参加希望を受け付けまして、先日、先週でございましたけども、プロポーザル方式による審査会を行いまして決定したところでございますので、町としては正式な手続を踏んでおりまして、その中で参加事業体が少ないというのは、一つは、企業側もしくは業者側の都合なり事情もあると思いますので、町としては適切な段階を踏んで事業を進めていっているものと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ここは非常に重大な問題だと思ひまして、契約制度の複雑性やリスク負担の問題で対応可能な業者が限定されている可能性というのは、やはりこの結果を見ても、かなり言えるところではあるかと思ひます。そうしますと、せっかくプロポーザル方式によって高品質のものをできるだけ適正な価格でという前提が崩れていくわけでありまして。当町の選考プロセスを見ておりまして、提案書が公開されず、審査委員会も町職員が多く、建築の専門家が少ないという状況であります。この制度で果たして公正、的確な専門的見地からの判断が下せ

るのか、やはり他の議員からの意見も同様であります、疑問が生じているところであります。

それから、もう一点は、町側の説明といたしまして、この制度は、先ほどから言っておりますように、町負担が少ないという説明がなされているところでありますが、事業費の4割近くを占める国補助も、そもそも我々国民の税金であるという認識は、町長、ございますか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 国が補助をしてくれる分は、税金というのはわかっております。ですけれども、町が負担が少なく済むという、そういうことについては非常にありがたいと、そんなふうに思っています。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 町の負担が少なく事業が行えるからいいという発想は、やはり不適切ではないかと思うわけであります。国の補助を含めて、建設当初より、例えば、約2億の税金が投入されるという事業ということであります。さらに30年間の財政についても、なお不透明であると。すなわち、当初2億の税を投入して、何人の人を町に呼び込みたいのかという話ではないでしょうか。民間の賃貸住宅が林立する中で、こうした国補助を投じて25戸ないし27戸の建設を行いまして、そのうち6割の方が町外から来たとしても、例えば、15戸の転入がした。そして、これは費用対効果としてどうなのかという話に当然なってくる話であります。他の議員の指摘にもありましたように、それが妥当な事業かということが今問われているのではないかと思います。何か地方創生あるいは国・県の補助がつく事業で、町の手出しがどうかであるか。町の負担が多いから少ないからという話が近年、特になされているわけでありますが、そもそも国・県補助が我々の払った税金であるということに今一度立ち返っていただくということ、そして、そもそも事業が補助がつくからといって、必要なかどうかということをやはり今一度精査していかなくてはいけないし、議会も議会基本条例にうたっておりますように、費用対効果についてやはり厳しく精査していかなくてはいけないし、今後も町のほうから真摯な説明を求めていきたいと思えます。

この2つ目であります。説明資料についてであります、特に、今回の説明資料については議会否決後の案件であります、担当任せではなく、行政の長として慎重に対応すべき事案であったと考える次第であります。

この点で一つ申し上げたいのは、最近、行政から議会に対する調整や伝達あるいは事業説明といった基本的なものがうまくいっていない事例が見受けられるのではないかと懸念しております。また一部法的根拠に欠けるような決定も一部ではなされているのではないのでしょうか。決裁が責任機関できちんに行われているかどうか、今一度検証していただきたいと思えます。これは行政の責任のみならず、やはり議会の運営の責任もあるのでありまして、議会の対応が適

切でなかった事例もあったのではないかと反省しなくてはなりません。行政からの調整が不十分であれば、議会の担当委員会がその旨、行政に改善を求めればいいことですし、あるいは、ある事業について説明が不十分であったり、そごが生じている場合は、所管する委員会また議会が調査することも考えられ得るわけであります。今後、議会での的確な対応と制度の改善を提案していきたいと考えております。

しかしながら、最近、言った言っていないとか、聞いた聞いていないの段階で審議が止まってしまったり、当初の意思疎通の不十分さから、本来の審議以前に議事が紛糾することは、議会、行政双方にとって益のあることとは思えません。行政におかれては、恒常業務の増に日々追われていることは理解しておりますが、今後も議会への対応、説明については、引き続き真摯に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私も一議員として、議会運営の改善についても提案を続けてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

大きな3点目でございます。子育て支援の諸政策についてであります。

以下3点の実施の必要性、近隣自治体の状況につきましては、12月議会で述べましたので、重ねては申し上げます。社会情勢に鑑み、一刻も早い措置が必要と考えますので、再度質問をさせていただき次第であります。以下の点について、その後の検討状況はいかがでありますでしょうか。1点目に、就学援助における入学準備金の事前支給及び単価について。2点目に、就学援助制度の周知及び申請の方法について。3点目に、学童保育における利用料の一部減免についてであります。以上、3点につき答弁をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答えいたします。

まず1点目ですが、就学援助制度の新入学用品費については、小中学校の1年生を対象として、入学後に申請を受け付け、認定された世帯の保護者へ支給を行っているところでございます。

しかしながら、一方、新入学用品費を入学前に支給する市町村もあり、その状況に鑑みまして、国においても要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の改正が行われたところでございます。そのため、大刀洗町におきましても、所要の改正を行うために現在検討しているところでございます。また、支給単価につきましては、今年度と同額を予定しております。

2点目の就学援助制度の周知及び申請の方法ですが、就学援助制度の周知につきましては、平成28年12月の定例会においても答弁いたしましたとおりですが、町のホームページ及び学校を通じて、入学時、進級時に全員に制度案内を配布するとともに、転入学時においても周知の徹底を行っているところでございます。

しかしながら、今後予定している入学前の新入学用品費の案内文書につきましては、可能であ

れば、小学校については11月に予定している就学時健康診断において配布し、中学校においては町内小学校を通じて6年生に配布をするということの方向で検討しているところでございます。

申請につきましては、在学する児童生徒における申請は、学校で受け付けをしています。今後予定している入学前の新入学用品費の申請につきましては、小学校については教育委員会子ども課窓口にて、中学校については在学する町内小学校にて受け付けをする方向で検討をしております。

最後に、3点目の学童保育における利用料の一部減免についてお答えいたします。

大刀洗町では、学童保育の利用料を一律月額5,000円といたしております。生活保護世帯や非課税世帯への利用料の減免は現在行っていません。

福岡県は、平成29年度から子供の貧困対策及び学童保育を利用しやすい環境づくりを促進することを目的に、利用料の減免を行っている市町村に対して2分の1の補助を始めているところであります。町におきましても減免制度を導入する方向で、学童保育所の運営を委託しておりますNPO法人クローバーキッズ大刀洗と現在協議中でございます。開始時期や減免額等については現在検討をしているところでございますが、実施の方向で進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ありがとうございます。3点につきましても大きな前進の御回答をいただきまして、心から歓迎を申し上げます。特に1点目の入学準備金の支給につきましては、12月の答弁におきましては、保護者からも要望なくということで、検討を行わないというような答弁があったんですが、この半年たちまして、実際に事前支給の方向で行ってまいるので、大変保護者の皆さん、それから、あるいは申請を迷っている皆さん方にも大変力になる制度改善と思います。

それで、少しちょっと確認をいたしたいんですけども、事前入学準備金の支給につきましては、来年度の新入学者を対象に支給を行うということでちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 平山議員の質問にお答えいたします。

新入学生ということになりますので、今でいうと保育園の年長者、小学校でいいますと6年生という形になります。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） この入学準備金の事前支給につきましては、近年、地方でも非常

に要求が高まっておりまして、近隣でも実施しているところが増えているということで御紹介させていただいたところではありますが、先ほど答弁にもございましたように、3月におきまして日本共産党の畑野衆議院議員が自治体の取り組みを示しまして、国としても前倒しの支給を決めよと求め、文科省が中学生は可能と、小学生は鋭意検討を行っているという答弁で、さらにこの内容を各自治体へ通知し、周知をと求め、松野文科省が小学校入学前の者についても国の補助対象にできるよう、交付要綱の改正を検討していると、前向きに対応したいと聴明し、通知を出していただいた次第でございます。また、入学準備金の単価の引き上げについても同様でございます。また、こうした皆さん方との努力が全国区で広がっていることを大いに歓迎したいと思っております。

また、3点目の学童保育の減免につきましても、私ども県議会において粘り強く実現を求めてきたところでありまして、このたび答弁におきまして、実現の方向に向かって検討されているということをお聞きから歓迎したいと思っております。

最後、2点目についてであります。申請を改善し、まあ改善を検討したいということをお聞きいただきまして、そのとおりに前向きに改善の動きを進めていただいているということですが、郵送による申請ということをお聞きしたんですけれども、さらに前回もちょっと提案申し上げましたように、受給の意思の有無の確認についても実施している自治体があると。こういう自治体については、申請者が2倍に増え、受給が広がったという話をさせていただいたんですけれども、その辺についての検討はまだされていないのでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 郵送については、今のところ行う予定はございません。封筒の印刷等、毎年行うということであれば、システムを改修し、宛名等の管理も行っていかなければならないと思っておりますので、現在のところ行う予定はございません。

あと、新1年生に対しましては、準備が整い次第、健康診断時での保護者への案内、入学説明会等、小学校のほうで2月に行っておりますので、そのときの説明ですね。また入学時における説明という形で、新入学生においては3回制度を説明する機会もございますので、そういったことで対応させていただきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 済いません。ありがとうございます。ちょっと済いません、勘違いしておりました。3回丁寧に事前に説明していただくということは大変な前進だろうと思っておりますが、申請書の受け付けについては、窓口で行うということによろしいんですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 新1年生の今現在、保育園の年長児に関しましては、教育委員会のほうの窓口で受け付けという形をさせていただきたいと思っております。小学6年生につきまし

ては、各小学校に提出という形を考えております。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 事前の説明回数の増加については、大いに評価したいと思います。

また、あと、やはり前回も申し上げましたように、取得性を高めるといいますか、申請しやすい制度への改善というのをさらに取り組んでいただきたいと思います。

それで、もう一つは、就学援助率なんですけれども、ちょっと自治体によって所得と就学援助の申請、就学援助利用者の相関をちょっとはかった表があるんです。それで、これはちょっと古い資料ではあるんですが、大刀洗町が所得に比して、所得の割に、やや就学援助を受けている率が低いようだという数字が出ております。これは後ほどお渡ししてもいいんですけれども、その点からも、さらに大刀洗町においては、就学援助制度の周知と、それから申請制度の改善ということをさらにお願ひしたいと思います。

最後になりますが、済いません、前も申し上げておりましたが、貧困については、子供の責任というものは全くありません。どの子供のびのびと環境に関係なく育っていけるように、また、そのための基本的な財政措置ということの推進を心からお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時20分
